

厚 生 委 員 会

令和 3 年 8 月 2 4 日 (火)

厚生委員会

日 時 令和3年8月24日（火）午前10時00分開会—午後3時14分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、中原副委員長、谷崎、奥野、反保、和田、出口、道工

欠席委員 なし

傍聴議員 小川、竹原

出席理事者 田代町長、

中口副町長、

松岡副町長

古橋教育長、

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長、

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部総括理事兼住民課長

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長

松下しあわせ創造部理事兼子育て支援課長

松本しあわせ創造部理事

堀口保険年金課長、

南福祉課長

川井福祉課長兼保健センター所長

太田淡輪保育所長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

案件1、8月20日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件10件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第54号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南課長。

南福祉課長 「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）」についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして564万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和2年度の実績確定に伴う精算分で、内訳は障害者自立支援給付費負担金（精算分）が430万2,000円、障害者医療費負担金（精算分）が134万6,000円でございます。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 続きまして、児童福祉費負担金としまして159万1,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、国の令和2年度負担金確定に伴う精算分として未熟児養育医療給付費等国庫負担金18万5,000円、児童手当国庫負担金134万3,

000円、障害児入所給付費等国庫負担金6万3,000円でございます。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 続きまして、2衛生費国庫負担金、保健衛生負担金として659万9,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として、新たに対象となった12歳以上15歳以下の者へのコロナワクチン接種委託料及びワクチン接種促進を目的とした医療機関への支援として、時間外休日に接種を行った場合の加算金に充てるものです。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 続きまして、2国庫補助金、老人福祉費補助金といたしまして100万円の増額補正でございます。

内容は、高齢者生きがい促進活動事業国庫補助金です。補助率は10分の10で、高齢者生きがい活動促進事業費に充当いたします。

坂原委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 続きまして、5総務費国庫補助金、総務管理費補助金としまして26万4,000円の増額補正でございます。

内容としましては、歳出でご説明させていただきます。補助率は10分の10で、戸籍電算化事業費に充当するものです。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 委員会資料2ページをご覧ください。

17府支出金、1府負担金、児童福祉費負担金として2万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、大阪府の令和2年度負担金確定に伴う精算分として、子どものための教育・保育給付費府費負担金2万9,000円でございます。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 続きまして、20繰入金、2特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして129万8,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、池谷地区墓地内通路改修工事に当たり、多奈川財産区から繰入れを受けるもので、墓地改修費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳入計1,642万9,000円を増額補正するもの

です。

坂原委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 続きまして、歳出についてご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、戸籍電算化事業費としまして、戸籍電算化システム構築委託料26万4,000円の増額補正でございます。

内容としましては、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度中に各種社会保障手続で戸籍謄本の提出を省略したり、本籍地以外の市町村の窓口で戸籍謄本がとれるようになります。そのために行政機関が戸籍関係情報を照会したり、本籍地以外の市町村において、戸籍を参照するための新しいシステムを国が構築しております。このシステムは、既存の戸籍副本データ管理システムを活用して構築され、令和2年度から令和3年度にかけて、戸籍に記載されている全ての情報を送信できるようにするためのシステム改修を行いました。今般その機能を利用して、本町から国へ副本等情報の全件送信をすることになりました。つきましては、戸籍情報システムに関する業務委託が必要となるため計上しております。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 次に、3民生費、1社会福祉費、障害者福祉費といたしまして451万円の増額補正でございます。

内容は、令和2年度の実績確定に伴う国、府に対する返還金でございまして、内訳といたしまして、自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金371万円、障害者総合支援事業費国庫補助金返還金80万円でございます。

続きまして、2老人福祉費、高齢者生きがい活動促進事業費といたしまして100万円の増額補正でございます。

内容としましては、高齢者が主体となり、生きがいを持って社会参加することで、地域課題の解決に向けた取組を行う団体に対し、支援を行うための高齢者生きがい活動促進事業補助金でございます。

なお、本事業には、高齢者生きがい活動促進事業国庫補助金を充当いたします。補助率は10分の10です。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 続きまして、2児童福祉費、子ども・子育て支援事業費として198万6,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、令和2年度交付金、負担金、補助金の確定による返還金として子ども・子育て支援交付金国庫返還金37万1,000円、子育てのための施設等利用給付費交付金国庫返還金70万5,000円、子育てのための施設等利用給付費府費負担金返還金2万円、子どものための教育・保育給付費交付金国庫返還金29万9,000円、子どものための教育・保育給付費府費負担金返還金18万7,000円、臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業府費補助金返還金40万4,000円です。

続きまして、委員会資料4ページをご覧ください。

2児童福祉費、保育所維持補修費としまして19万2,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、深日保育所門扉の電気錠について、保育所事務所からのリモコン操作の開閉ができなく、電気錠の取替えを行うものです。

続きまして、3児童措置費としまして280万4,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、国の令和2年度負担金精算に伴う返還金です。

続きまして、11子育て世帯への臨時特別給付金事業費、子育て世帯への臨時特別給付金事業費としまして127万円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、大阪府の令和2年度補助金精算に伴う返還金で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費府費補助金返還金60万円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費府費補助金返還金67万円です。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、予防接種経費といたしまして24万円の増額補正するものです。

内容としまして、令和2年度風疹抗体検査事業国庫補助金精算に係る返還金となります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして659万9,000円です。

内容としまして、新型コロナウイルスワクチン個別予防接種委託料として、新

たに対象となった12歳以上15歳以下の接種に係る接種委託料分及びワクチン接種促進を目的として、医療機関が時間外及び休日に接種を行った場合に支払う加算金分を増額補正するものです。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 続きまして、5墓地費、墓地改修費といたしまして129万8,000円を増額補正するものです。池谷自治区共同墓地の位置図につきましては、委員会資料の5ページをご覧ください。

内容といたしましては、池谷自治区の共同墓地につきましては、山林を伐採し、険しい山の斜面を利用して墓地を造成しているため、墓地内の通路は険しい坂道となっております。池谷自治区の高齢化に伴い、坂道で滑り、転倒による怪我が発生しているため、自治区要望により、墓地内の通路を階段に改修するものです。

工事延長は約25メートル、幅は現況の通路幅員に合わせた約80センチから90センチ程度で、構造はコンクリートで施工するものです。

なお、当該工事費につきましては、歳入で計上しております多奈川財産区特別会計繰入金を充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳出計2,016万3,000円を増額補正するものです。

説明は以上です。

坂原委員長 ただいまの説明に対して質疑はございませんか。

和田委員。

和田委員 3ページの児童福祉費で、お金が余って返還するようなことだと思うのですが、これはどうして余ってきたのかということだけ少し聞いておきたいのですが。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 返還金につきましては、年度内精算が国庫の場合はほとんど行われなくて、翌年度精算をとる形が多いのでこのような内容になっています。大阪府のほうについても、一部年度内精算しない部分がありますので、同じく来年度の予算で返還が生じたことによる補正になります。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 簡単に言ったら、予算を取るときは、私は思うのですが、少しでも余計に

取っておかないと足りないということになったら具合が悪いのでこういうふうになっていると思うのですが、もうこれは結構です。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料1ページの保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金についてお尋ねいたします。

説明は先ほどお聞きしたところですが、質問したいのは、医療機関に支払う加算分ということで、これは接種をできるだけ早めるといいますか、時間外や休日の接種の加算分だという説明でありましたけれども、気がかりなのは支給の問題なのです。医療機関に、適切な時期に、要するに早く医療機関にその時間外や休日の接種にかかる加算分が支払われているのか、その点についてお尋ねいたします。

それから、もう一つは、3ページの戸籍電算化システム構築委託料なのですが、これは念のために確認だけさせていただきます。

先ほどの説明をお聞きしたところ、これは国が進めている、いわゆるマイナンバー制度を地方としても国が進めているデジタル関連法の関係で、それに対応する事柄というふうに捉えていいのかと思っているのですが、確認をさせていただきます。

それから、もう一点、高齢者生きがい活動促進事業補助金ですが、これはお聞きしたところによると、積極的な内容なのだろうと想像しているところなのですが、これは恐らく初期費用、初期投資、いわゆるイニシャルコストというものしか出ないのかと思っていまして、補助金などはそういうものが多いのですが、その後の維持管理、やはり安定した運営ということを考えた場合に、運営、維持管理費なども必要になってくるのではないかと思うのですが、その辺りは補助金の制度のメニューとしてあるのでしょうか、あればそれも活用してということを考えて質問をするものです。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、医療機関への支払いにつきましては、今ご質問いただきました時間外加算については現在、請求をいただいているところです。内容を審査いたしまして、

至急支払うようにしていきたいと思えます。

また、接種費用にかかる委託料ですね、支払いに遅れが出ていないのかというご指摘なんですけども、4月から7月末までの医療機関から請求いただきました接種にかかる委託料につきましては、この8月末までにチェックが終わっているものにつきましては全て支払う予定となっております。

坂原委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 副委員長のご質問にお答えいたします。

この戸籍電算化システムの構築委託料につきましては、委員おっしゃるように、戸籍法の改正に伴うものでございまして、こちら戸籍法の改正では、各種の社会保障手続でマイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出を省略することができるということになっておりますので、ご認識のとおりです。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの補助金につきましては、厚生労働省所管の介護保険事業費補助金のうち、高齢者生きがい活動促進事業の国庫補助金を活用して実施しているところで、副委員長はおっしゃるとおり、こちらの補助金につきましては、当初のインシヤル費用のみということで、初年度の経費のみの補助事業ということになっております。

今後の維持管理に、運営経費にかかる費用についての補助につきましては、こちらの国庫補助につきましてはございません。代わりといいますか、別の事業で対象になろうかなというふうに考えられる事業が町の介護保険の事業のほうでございまして、町の介護保険の地域支援事業の生活体制支援整備事業の中に高齢者等に対する見守りや生活支援、多世代交流等の居場所づくりなどの活動の補助金を交付する事業がございますので、こちらは金額としましてはかなり低い金額にはなるかと思いますが、活動支援としましては年間上限で3万円という補助金になるんですけども、そちらのほうを利用していただくことはできるかと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えをいただいた医療機関への支払いについては、4月から7月分が、これは接種の委託料ということでしたけれど、今月末ということでの

で、いろいろこれは事務が大変だと思いますけれども、さらにさっき答えていた中で、チェックしたものはという条件付のような印象を受けましたので、4月の分がまだ支払われていない、本格的には5月以降接種ということですが、できるだけ早く、また今後の支給についてもできるだけ早く支給をできるように努力をいただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、最後にお答えいただいた高齢者生きがい活動促進事業補助金ですが、ランニングコストのことを今、お答えをいただきました。おっしゃるように、年間3万円というのは非常に少ない金額という印象を受けますので、こういった事業が展開されていくのか、見守りたいところではありますけれども、いいものであれば、さらにずっと続けて、継続して運営ができるように、岬町としても何らかの対策を取る必要があるのではないかという意見をお伝えしておきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 今、中原委員からも質問された関連なんですけれども、新型コロナウイルス個別予防接種委託料で、12歳以上15歳以下という対象になって、中学生が対象だと思いましたが、今のこの中で対象人数は何人になるのでしょうか。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 奥野委員のご質問にお答えします。

12歳以上15歳以下につきましては、4月1日時点で426人の方が対象者としてあがっております。

坂原委員長 反保委員。

反保委員 中原副委員長の関連ですけれども、この高齢者生きがい活動促進は、もう一度こういった内容の活動をされているのか教えてほしいと。この高齢者生きがい活動促進事業、こういった事業をされているのか少し教えてほしいと思います。

坂原委員長 答弁をお願いします。

南課長。

南福祉課長 反保委員のご質問にお答えします。

こちらの高齢者生きがい活動促進事業の具体的な事業内容ということですが、補助金の性質としましては、先ほど申し上げていますとおり、地域の居場所

づくりとかいうのを高齢者が主体となってされる事業に対して補助金をされるものです。

今回、実際補助を対象としようとしておりますものが、具体的な事業としましては地域食堂をされると。高齢者が主体となって地域で、その地域の方々、様々な年代の方々に対しての地域食堂をされるという事業がある団体様からあがってきておりますので、そちらに対しての補助を考えております。

坂原委員長 反保委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければこれで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

どちらですか、反対討論、中原委員、どうぞ。

中原副委員長 反対するまでもないとも思ったのですけれども、全体として、積極的な予算化だとは考えているのですけれども、先ほど確認をいたしました、戸籍電算化システム構築委託料については、さきの臨時議会でも私の懸念しているところについては非常に簡単な格好でしたけれども、意見を述べさせていただいたところでもあります。

説明にあったとおり、利便性の向上ということは認めるものでありますけれども、国に岬町が持っている個人情報をお今回の予算で言いますと、データそのものを送るという仕組みづくりということになりますので、個人情報が漏えいする恐れもありますし、どのように今後利活用されていくかということについて、私は大いなる懸念を持っておりますから、この予算には賛同しかねる立場であります。

坂原委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第54号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第54号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第55号、「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南課長。

南福祉課長 委員会資料の6ページをご覧ください。

「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和2年度の介護給付費等の確定に伴い、国、府及び支払い基金の負担金の精算に伴う返還金と、前年度の余剰金の処理について計上いたしております。

歳入についてご説明いたします。

13繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして6,859万9,000円の増額補正でございます。

この繰越金につきましては、令和2年度の介護給付費等の確定に伴う余剰金を繰越しするもので、国、府、支払い基金への前年度精算金としての支出と介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7諸支出金、1償還金及び還付加算金、国庫負担金等償還金といたしまして940万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算金でございます。

内訳といたしましては、介護給付費国庫負担金返還金32万8,000円、介護給付費府費負担金返還金13万2,000円、介護給付費支払い基金交付金返還金16万7,000円、地域支援事業交付金国庫返還金293万3,000円、地域支援事業交付金府費返還金160万9,000円、地域支援事業交付金支払い基金返還金423万3,000円でございます。

続きまして、8基金積立金、1基金積立金、介護給付費準備基金積立金といた

しまして5,919万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和2年度の介護給付費等の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出とも6,859万9,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして質疑はございませんか。

和田委員。

和田委員 同じような質問になるのですが、6ページの償還金及び還付加算金の中で、少し金額が多いので、一番下の地域支援事業交付金支払基金返還金400万円というのがあるのですが、合計したら900万いくらかになる。この420万円いくらかというのは、額にしたら総合計がもっと多かったのでこれぐらい余ったという、なにか理由があるのですか。

坂原委員長 答弁をお願いします。

南課長。

南福祉課長 和田委員の質問にお答えします。

介護保険制度というのは、ほかの補助金や交付金制度と同じく、当初に見込みを国、府、支払い基金へ申請して、途中で大体半分ぐらい事業が終わりましたら、残りの半分を見込みを立てて、変更申請をしておくと、最終精算という流れになっておるんですけども、どうしてもやはり最終で精算が起こる制度でございますので、それは翌年度で精算しているものでございます。

和田委員おっしゃいます、今回この地域支援事業交付金の支払い基金返還金の423万3,000円がちょっと大きいのではないかとということでございますが、昨年度はやはり新型コロナウイルスの影響で、地域支援事業のいわゆる介護予防事業とか、そういったところがどうしても思うようにできなかった、開催できなかったというところございまして、事業は見込んでおったんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響でどうしてもできなかったということで、事業費が減ってしまいましたので、最終的に、多く余ったという事態になっております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 余ったのは分かったのですが、今、この事業資金、最初にいくらくらい

の見込みをしていたのかだけ聞きたいのですけれど。その基金から。

坂原委員長 ただいま調べておりますので、しばらくお待ちください。

南課長。

南福祉課長 地域支援事業の支払い基金返還金だけではなく、支払基金全体の金額にはなるんですけども、令和2年度の予算現額としまして4億9,508万9,000円の事業のうち、それだけ余ったということになっております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 分かりました。400万円というたら少しのお金ぐらいでこんなに余ることはないと思ったので。幾らぐらい見てやったか、それだけ聞きたかった。分かりました。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第55号「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第55号は、本委員会において可決されました。

議案第58号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 あの内容については理解しているところなのですが、実際の運用についてお尋ねしておきたいと思います。

3年間岬町が運営していて、難しいことというか、スピードの問題が一番よく問題になるのですが、認定の結果が出るまでのスピードですね。その辺りで困ったようなことがなかったか。

それから、直近のことなのですが、最近少し認定調査の、認定の結果が出るのが遅れている傾向があるのかと気がかりになることが起こっているのですが、その辺りもいかがか、この機会にお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 介護認定審査会の認定の審査の時期といいますか、スピードということですが、基本は30日で返すということになっておるんですけども、そこは件数が非常に多いというところで少し遅れてきたり、遅れる原因としましては、お医者様の意見書というのが必要になってくるんですけども、意見書の提出が遅くなるといいますか、提出が遅れるというのがほとんどのケースでございまして、そこにつきましては各医療機関様のほうにお問合せさせていただいて、催促のほうはさせていただいているところでございますが、どうしてもお医者様の意見書が必要になってきますので、その辺りそろそろまで審査ができないというところで遅れることがどうしてもございます。

そちらにつきましては、遅れるということでそれぞれの被保険者の方に連絡のほうを、通知のほうをさせていただいて、ご理解をいただいているところでございますが、そこにつきましてはどうしても急がれる方等あるかと思しますので、そこはもう個別に聞き取りのほうをさせていただいて、急ぐ分についてはなるべく早くできるように対応のほうを図っていきたいと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 コロナの影響とかで遅れているとか、そういうことではないのですね。審査会の設定そのものも色々苦労なさると思うのですよね、お医者さん等に集まってもらわないといけないので。その辺りで、お医者さんといったら、ワクチン接種なども頑張っておられるわけで、あとは新型コロナの影響で、人との接触を避けるというか、会う機会を少なくしないといけないとか、そういう影響があるの

かなと思って気がかりになったのですが、そういうことではないということですね、今の説明でありますと。

それで、医師の意見書の提出の遅れと、それはもうお医者さんも急いでやってくれているのだろうけれども、それは致し方ない面があると思います。

ただ、遅れている原因については、ご本人には何が理由で遅れているという通知はなさいませんよね。特に書面でこういうところが詰まっていますと遅れているのですとかいうことまでは伝えませんよね。それはそれでお医者さんに協力いただいているので、そこはなかなか明らかにするべきではないかもしれないとは思っているのですけれど、急ぐ場合のことなのですが、個別で対応しているということですが、急がれるかどうかというのはどのようにつかんでおられるのか。委員長、この議案書の中身から多少はみ出していっているような気はしているのですけど。要は、遅れますよと、審査の結果が遅れますよという手紙はもらうのだけれど、それを見て急がれる方は遅れるということだけれど、早く利用したいと電話をかけてくる方もおられると思うのですが、中にはもう待っておかないと仕方ないと思う人もいると思うのです。調査のときなどに行って、急ぐかどうかということは調査員の方などが分かたりするのかとは思っているのですが、本当に急がれる方が認定が出るまでに大体対象になるかどうかについて分かると思うので、早めに利用を始めるとか、いろんな柔軟な対応がありますよね。そういうのが必要な方に本当にきちんと対応していただいているのか、そこが今の説明で気がかりになったので、教えていただきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 認定の際に急ぐかどうかという判断ですけども、まず、認定申請を受け付けた際に、窓口での聞き取りをさせていただいております。当然副委員長がおっしゃっていましたが、認定調査へ行ったときにもその辺り、ヒアリング等はさせていただいているということですけども、実際、認定申請されるのが結構ケアマネさんが代理で申請するというのが多くございますので、その辺りについてはケアマネさんがしっかりと本人さんのほうで一番よく分かっていると思いますので、プランのほうを立てていただいたり、急ぐかどうかというのはケアマネさんのほうに確認してさせていただいております。

それとは別に緊急を要するような日程もございますので、そちらにつきまして

は、通常の認定審査の手続とは別に臨時で審査会のほうに審査をやっていただいたりという形で対応はしているところでございます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 もうこれで質問というか、要望は終えるのですけれど、書面で遅れますということは通知されているわけなのですよ、基準の期間内に認定の結果が出ないということは。そこの書面に、あの書面も字が小さいなと思って見ているのですけれど、ご高齢の方に送るわけですから、もう少し字を大きくしたほうがいいのではないかと個人的に思っているのと、それから、急いで介護保険を利用する、必要に迫られているという場合についてはご連絡くださいとか、そういう一文を書き添えておいたらどうなのかというのをふと思いましたので、また今後の運用で工夫をいただきたいと思います。大きな混乱なく執行できてきたということで、阪南市、泉南市と共同の運営が順調にしているようでありますので、そのことは確認できてよかったと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第58号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

議案第59号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し

たいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 それでは、質疑はございませんか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 簡単なことを聞いて悪いのですが、これの阪南市の場所が変わったということですが、保健センターから今度市役所になった。これはやはり保健センターで具合が悪いこと、これは阪南市のことだから分からないかもしれませんが、もし何か理由が分かっていたら。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 こちらの障害支援区分認定審査会の場所の変更でございますが、こちらにつきましては、従来保健センターの一室を使用してさせていただいていましたが、阪南市の保健センターのほうが新型コロナワクチン接種の事業が始まって、どうしても保健センター内での別の部屋が、専用の部屋が欲しいということで、そこをもう占有するということのでございましたので、従来ずっとお借りしていましたが、部屋を別の部屋に移す必要が生じてきました。阪南市の方に調整していただいたところ、市役所内の一室を使うということで調整ができましたもので、今回させていただきます。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 理由は分かりました。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 念のために、こちらの審査会についても運営が岬町において順調であったか、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 障害認定審査会、支援区分の認定審査会につきましては、件数が少ないというところもございますので、特に大きな問題なく3年間執行してこれたと思っております。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第59号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第59号は、本委員会において可決されました。

議案第61号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論、どうぞ。

中原副委員長 議案第61号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」本会議場で説明を受けたとおり、該当する事業所が現在岬町ではない、存在しないということで、当面の影響は出ないということについてはお聞きしたところであります。あえて質問は控えることにいたしましたけれども、今後、もしも該当する事業所が設置されるということになった場合、私自身は利用者やその家族に不利益が及ぶ可能性があるというように懸念すると

ころでありますので、賛同は控えたいと思います。

坂原委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第61号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第61号は、本委員会において可決されました。

議案第65号、「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 議案第65号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」も先ほどの議案第61号と同様の考えから、賛同は差し控える立場であります。

坂原委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第65号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第65号は、本委員会において可決されました。

認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」のうち本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の7ページから14ページをご覧ください。

質疑はございませんか。

和田委員。

和田委員 13ページのペットボトルの売払い代金となっているのですが、やはりペットボトルでもお金になるのだと思っているのですけれど、96万円もあるということ、これ1本何幾らぐらいで売れる、もし言えなかったら結構ですけれど。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1本当たりの値段というのは、その年、年によって違ってきます。といいますのは、日本容器包装リサイクル協会の引取り料を乗じて得られた価格における、全国市町村に占める、市町村の比率に応じて算出されますので、1本当たりというのは分かりません。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 私も質問するとき分からないかなと思ったので、分からなかったら結構だということ、それで結構です。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

出口委員。

出口委員 7ページの節、児童福祉使用料の滞納の分でございます。認定額が170万5,400円と。そして、収入済額が15万5,450円で、収入未済額が154万9,950円という形になっておりますが、これは何人分の滞納になっているのか、そしてまた同時に何年前からの滞納になっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 出口委員のご質問にお答えします。

こちらの何人分かの滞納というご質問でございますが、8世帯、13人分の滞納でございます。

何年分からの滞納かのご質問ですが、平成15年度からの滞納ということでございます。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 これ、今平成15年からの滞納分という形で説明があったのだけれども、実際に回収不能ではないの、もう今令和3年ですよ。その辺、今までずっと担当者が、当然請求には当たってもらっていると思うのだけれども、どういう回収方法をとったのか、どういう形ですか、ほとんどもう18年前たつてあつたら、もう二十歳からになっていますよ。その辺どうですか。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 現在は滞納ない、なるべく滞納がないようにということで、児童手当の窓口払いであるとか、納付書を送付して、催促を促すとか、そういった方法をとっていますが、確かに委員言われるように、もう平成15年からということですので、大体18年ぐらい前の話になってきますので、なかなか連絡も取れない状態になっている方もいらっしゃると思います、その辺については苦慮するところでございますが、コロナの感染者が落ち着けば、また一度ご自宅を訪問するなどして、1件でも回収できるようには努めさせていただく予定ではあります。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 今の説明で、もうこんな18年も前の、実際に支払う方々、もう時効になっているものと違いますの。それを再度1年に1回督促状を出しているものだと思いますけれども、実際に本人は支払う気持ちはもう全然ないと思うのですけれども。

そういうところをどういような対処方法をなさっているのかということを知りたいのですけれども。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 確かにこちらの回収方法については非常に難しいということで、対象者のリストで確認をして、回収できる方法はないかどうかということも課内で議論したりはしているんですけど、なかなかいい方法が見つからないんですけど、ただ、根気よく1件でも回収に努めたいということで、今後継続して催促を促すという方法で考えています。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 多分回収不能だと私は捉まえるのですけれども、その辺また皆さん、そちらで検討していただいて、落とすべきものはもうきちんと処分したほうがいいのと違いますの。それはもう回答は結構です。

それで、もう1点、同じく7ページの節の保健衛生使用料の墓地使用料が147万円という形であっております。これは淡輪、多奈川、深日の墓地使用料ですから、何件分ぐらいに当たるのですか、教えてもらえますか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 147万円につきましては、深日火葬場跡地墓地の区画の募集を行いました。1件当たり24万5,000円、6件分の墓地使用料となります。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 よく分かりました。と同時に、たしかあそこは墓地の販売というか、使用料の部分で、あと4個か5個残っているのかと、私、この前にも確認していますけれども、その辺はあと残りが幾つあるのか、その辺教えてもらえませんか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 あと残りの区画につきましては7区画残っております。

坂原委員長 出口委員。

ほかに質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料7ページの児童福祉費負担金、また児童福祉使用料の中で、学童保育の保護者の負担金であるとか、おやつ代だとか、子育てに関わって保育料もそうですね、利用料金が記載されているわけですね。

それで、私がこれ全体を見ていて気になったのが、負担金とか、おやつ代、いわゆる現年度分ということになりますけれども、それは全体として予算との比較でいくと減っているのですよ、減っているのです。それは私がコロナの影響があるのかとか、いろいろ気に、それか、少子化という単純なそういうことなのかと思って見ているのですけれども、逆に滞納分は、予算として一応これぐらい、滞納分の収入を得たいと、また、得られるであろうという見通しを持って予算化されるではないですか。その予算との比較で言うと、滞納分については調定額が予算のときの計上よりも大きいのですよ。要するに、恐らく担当課としてこれぐらいお支払いいただけるかなと、過去の滞納分、そのように考えて予算化するわけですが、それが思ったよりも返していただいていると、払ってもらっているということなのかというように見ていたわけなのですよ。

それで、気になったのが、コロナのもとなので、これは大丈夫なのだろうかというのを単純に考えたのです。ただ、先ほど出口委員の質疑を通じてお聞きしていますと、かなり古い滞納で言いますと、子どもが大きくなると、そのことに伴って単純に子育てにお金がかからなくなるという時期が来るわけですよ。例えば大学卒業まで、子育てというのは本当にお金がかかりますから、日本の社会では。子育ては本当に若い人たちの支援をしていかないといけないし、岬町はそういう努力も一定なされていると思うのですけれど、期間が長いということは、子育てに一定お金がかからなくなって、それで支払えるようになったのかなとか、そんなことをいろいろ考えながら先ほどお話を聞かせていただいているのですが、この要因をもしつかんでおられることがあれば、とりわけ滞納分についてお聞かせいただければと思っています。

それから、同じ7ページのコミュニティバスの運賃に関わって、2018年度中の利用者数をこの機会にお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 副委員長のご質問にお答えします。

こちらの要因についてでございますが、そこまでの分析についてはできていない状況でございます、申し訳ございません。

坂原委員長 いいですか。

次の答弁、辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 令和2年度のコミュニティバスの利用者数を申します。

基本路線につきましては9万3, 276人、支線につきましては1万2, 333人、合計10万5, 609人です。

中原副委員長 1点目にお聞きした学童保育の保護者負担金、おやつ代の滞納分と、それから、保育所、保育料の滞納分について、予算よりは大きな金額が調定額としてあがってきていますので、その点について、私は少し気になったと、コロナで収入が親の世代は減っているのではないかと思っていたのに、意外と入ってきているなということをおもいましたので、その要因についてお聞きしたところです。丁寧な分納を進めていただいているのだらうと思いますので、無理がないように、そして、継続して援助しながらお支払いをいただくということと同時に、出口委員もおっしゃったとおり、これもなさっていると思うのですが、財政状況を調べて、ここはもう支払い能力がないという判断をなされた場合はいわゆる棒引きという思い切った対応も、部分的になさっていらっしゃると思うのですが、そういった思い切った判断も含めて、実態に見合った運用をしていただきたいと思います。

それから、バスの、やはりこれは少し減っているのはコロナの影響ということになるのでしょうか。はい、うなずいておられますので分かりました。

委員会資料の8ページの清掃手数料のところ、一般廃棄物収集運搬手数料、臨時ごみ収集手数料、粗大ごみ等収集運搬手数料とあるのですが、ごみの量の反映がここで見てとれると思って、いつもこの金額についてはどういふようにこの金額を捉えたらいいのかということをお考えながら見せていただいております。

それで、予算との関係で言うと、今言った3つの手数料については調定額が少し多いものもあれば減っているものもあるという感じかと思うのですが、これはごみの排出量によるものと考えたらいいのかと思っているのですが、それで合っているのかどうかということと、それから、ごみ量の傾向等がありましたら教えていただきたいと思います。これは予算より全部増えているんやね。調定額が予算額よりも今言った3つは増えておりますので、それでごみが増えているのかと思っていたのでした、すみません。ここにもあつたし、もしかしたらコロナの影響があるのかと、外出自粛でおうちのお片づけなどが進んでいるところがあったりすると聞いたりするので、そういった影響があるのか。端的に言って、ご

み量が増えているというように見ていいのかどうか、その辺りをお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原委員おっしゃるとおり、令和2年度につきましてはコロナの影響により、自宅にいた家庭が多かったことにより掃除などにより、一般家庭から出る量が増えていると考えております。事業者につきましては、逆に減っている状況です。

中原副委員長 すみません、事業者については逆に減っているというのはどういう意味ですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 事業者につきましては、コロナの緊急事態宣言等の影響により、休業していたなどにより、事業者から出るごみの量が減っております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 事業系ごみが減っているという意味ですね。私、事業者と聞いたから、収集する事業者に渡すお金が減っているのかとか、そういう意味かと思いましたが、なるほど。事業系ごみについては、なかなか減らすのが難しい課題で、岬町でも一つの困難な課題ということになっていたかと思しますので、ただ、これはなかなか喜べないですよ、コロナの影響で事業系ごみが減っているということは喜べないことではありますけれど、状況については理解できました。

それから、9ページの真ん中より少し下辺りの衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金の真ん中辺りに、子ども・子育て支援交付金とありまして、乳児家庭訪問等とございます。それがこの予算より少し調定額が増えているということのようなので、その理由についてお聞きしておきたいと思います。

それから、10ページの真ん中より少し上辺りに石綿読影と読むのかしら、の精度にかかる調査委託料、これも何だか私はあまり目になじみのないものでして、ご説明をいただきたいと思います。

それから、11ページの社会福祉費補助金のところなのですが、これは念のため確認で、例年、身体障がい者の住宅改修などが実施された場合はここに記載があるのですが、2018年度においては実績がなかったと捉えていいのか。

それから、もう一点、新子育て支援交付金の軽度難聴児に対する補助金について

でも2018年度については記載がないということは、そういった対象になる子どもがいなかったと捉えていいのか、念のため確認させていただきたいと思いません。

坂原委員長 中原副委員長、今、2018年とおっしゃいましたけど、2020年ですね、そういうことですね、去年の分やからね。

中原副委員長 そうですね、失礼いたしました。

坂原委員長 2020年度の分です。

答弁をお願いします。

川井所長。

川井保健センター所長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、子ども・子育て支援交付金の乳児等家庭訪問につきまして、予算額より若干増えているんですが、こちらのほう、家庭訪問のほうを当初60人ほどを見込んで申請しているんですが、最終は66人訪問させていただいていますので、1件、件数が増加に伴って増えているものです。

もう一つの石綿読影の委託料につきましてですが、こちらにつきましては、令和2年度より環境省のほうから町に委託をされているもので、石綿の方ですね、心配のある方等につきましては、町に申し出ていただきまして、岬町の肺がん検診を利用しまして、石綿の検査を2次検査等に進めることにしております。昨年度につきましては2名の方、希望されまして、それにかかる役務費ですね、検査結果の通知ですとか、あとは検査の検診の肺がん検診分の委託料につきまして、合計しますと5,396円となっております。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

身体障害者住宅改造助成事業補助金につきましては、令和2年度につきましては申請がございませんで、実績はございません。

同じく新子育て支援交付金、軽度難聴児補聴器給付費につきましても、令和2年度につきましては申請はございませんでしたので、実績はございません。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 新生児への家庭訪問が見込みよりも多くなったということは喜ばしいことだと思います。

参考までにお聞きしますが、これは全数訪問できているということであるのか、念のためお聞きしておきたいと思います。

それから、2つ目にお答えいただいた、石綿読影については事情が分かりました。この取組を通じて早期発見につながればいいなと希望するところなのですが、これはもともと町は直接行っていなかった事業ですわね。私は、これは押しつけられていると思っているのです。ここでそんなことを言っても仕方がないのだけれど、数年前からこういうことをされ始めましたわね。もともと国がしっかり責任を持ってやらないといけないのに、府、町というようにどんどん仕事を押しつけてきて、少し腹が立つなと思いながら聞いていましたけれど、それはそれで仕方がないので、身近な自治体として対象になる方がおられたら、石綿の被害を受けておられる方がいるというようなことがもしありましたら、早期発見にご尽力いただきたいとお願いしておきたいと思います。今お聞きしたことに附随する質問は1点であります。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 中原委員の質問にお答えします。

全数訪問できているかというご質問ですが、全数訪問はできておりますが、ただ乳児の全戸訪問につきましては、生後1か月、もしくは遅くても2か月の間に訪問をすることとしております。その意味からしますと、昨年度につきましては、長期入院で2か月までの間に訪問できていなかった方が1名いらっしゃいます。その方につきましては、退院後、保健センターのほうから訪問しておりますので、そういう意味では全数訪問がしております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 安心いたしました。

委員会資料12ページの上から5つ目の地域自殺対策強化交付金についてお聞きしたいと思います。

この交付金を活用してどのような事業をなさっているのか、お聞きしたいということが1つ目であります。

それから、13ページの諸収入、雑入の中で、生活環境課の防犯カメラデータ情報提供料、これについてお聞きしたいと思います。

昨年度においては何回情報を提供したのか、また、その理由ですわね、以前お聞

きしたときは盗難自転車の関係だとお聞きしましたけれど、同様の事柄によるものか。

また、情報提供するに当たっては町長決裁を必ず経ているのか、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

それから、最後ですが、14ページの同和更生資金についてお聞きしたいと思います。

収入済額が一定ございまして、以前からお聞きしておりますので、丁寧な対応をなさっているとは思っているのですが、ここは調定額が非常に大きい。私はいつも何で予算額にのせないのだということを行っているのですけれど、それについては予算にのせることも考えようかなみたいな答弁が以前あったかと思いますが、その扱い、今後どうしていくお考えなのか。それから、実態がどうなっているのか。非常にこの同和更生資金の収納については困難な状況があると以前からお聞きしておりますので、実態がどんな状況か、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員ご質問についてお答えいたします。

地域自殺対策強化交付金につきましては、こちらの事業、交付金を受けまして、本町が行っております対策としまして、まず、心のメンタルヘルスシステムとしまして、心の体温計というものをずっと運用しております。インターネットでアクセスしていただきますと、質問に答えていただくと、その質問に答えた方のストレス度であるであるとか、そういったものが表示されるものです。

リンク先には自殺関係の相談先の情報提供をしております。主にこのメンタルシステムの保守管理委託料の分が交付金と充てておりまして、それ以外には9月と3月に啓発活動としまして、広報等に自殺対策習慣、自殺対策月間を載せております。

昨年度につきましては、研修会等がやはりコロナ禍の中、行えていない状況になっておりますが、ただ、やはりコロナ禍で自宅のほうに自粛しているとか、そういうところで、やはりメンタルヘルスへの影響が大きく影響しているところになっております。令和2年度につきましては十分な啓発活動等ができなかったんですが、令和3年度につきましては、このコロナの状況が落ち着くのを待って、

やはり相談支援等、センターが行えるものをしていきたいと考えております。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 防犯カメラデータ情報提供料ですが、令和2年度につきましては、みさき公園駅の駐輪場、セブンイレブン側の1回分、セブンイレブン側に防犯カメラ2台ついてますので、1回で2台分の情報提供料です。町長決裁を受けて情報提供を行っております。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

同和更生資金の償還金の件でございますが、まず、予算化の話がございまして、たしか昨年度の9月の厚生委員会のほうでも中原副委員長、ご質問がございまして、予算化をするべきだということでご指摘のほうをいただいたところでございます。その時点では申し訳ございません、既に令和2年度の予算はもう成立しておりますので、この令和2年度につきましては少し予算のほうにはのせさせていただくことができなかつたんですけども、その時点では令和3年度から予算をのせさせていただけたらなと思っておつたんですが、こちらの同和更生資金につきましては、回収が可能だと考えておる債権につきましては、令和2年度で全て回収のほうは終わったという状況になっております。令和3年度につきましては、回収可能債権がないと見込んでおりますので、予算化のほうはさせていただいておらないという状況です。

同和更生資金の残の実態ということですが、収入未済額にありますとおり、158万3,930円が収入未済額ということで回収できない債権ということで残っております。内訳としましては、うち138万8,000円が元金に当たるもので、19万5,930円が利息分ということになっております。こちらにつきましては、件数としましては8件ございます。8件につきましては、以前、実態調査のほうを行いまして、やはり時効の援用を訴えておられたり、所在のほうももうつかめなかつたりということでなかなか回収がかなり難しい債権ということで認識しておりまして、行く行くは整理のほうを行っていきなという方針で考えております。

ただ、この同和更生資金につきましては、財源のほうが大阪府のほうが3分の2、町のほうが3分の1の財源で運営しておりますので、こちらにつきましては、

大阪府と、やはり足並みをそろえて債権放棄するのであればかなりしていかなければならないと考えておりますので、大阪府のほうと足並みをそろえて、今後させていたいただきたいと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えいただいた、地域自殺対策強化交付金に関わっては、委員長がご提案の例のものですね。そういう取組等に充当してきたということを確認しました。

それで、今、答弁にあったとおり、やはり気がかりなのがコロナの影響による悩みといたしますか、岬町でも実際に若い方でも自殺なさったり、この間ありますよね。ですので、若い方ももちろんそうですし、とりわけ女性の自殺率の高さが社会問題になってきましたけれど、そういうところにも視野を広げて、必要な予算があればこの事業に財源も充当して事業を進めていくということを心がけていたいただきたいと、お願いしたいと思います。担当課においては、問題の性質についてはよくご理解いただいているなど答弁をお聞きして思っておりますので、その具体化を進めていただきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

出口委員。

出口委員 中原副委員長の関連で質問したいと思います。

先ほど石綿読影の精度に係るということでございますけれども、この石綿被害に遭った岬町の住民さんの方々に、その対象者の条件というのが多分国からか、府からか、示されていると思うのですがけれども、その辺、私の家にもよく相談に来られて、大体80歳ぐらいの方が対象者の方が多いです。特に、泉佐野から阪南市ぐらいまでが一番問題になった時点だと思っておりますが、そういう中で、石綿に係る被害の調査をしてほしいということで相談に来られても、対象者の条件がどういう条件があるのかということをお教えしてもらいたいと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 出口委員の質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ありません、石綿の被害の方の対象者というところになりますと、この石綿の被害、保健センターが行っております石綿の読影の検査等について、少し対象が違いますので、今、手元にないんです。ただ、この石綿の保健センタ

一が行っています読影につきましては、少なくとも石綿の曝露をしたことが可能性のある方、少しでも不安のある方であれば、保健センターにお申出いただきまして、検査の案内等をさせていただいております。委員おっしゃられますように、泉佐野からこちら、特にやはり貝塚とは石綿の工場がありました泉南市、そういったところで石綿工場に従事をされていた方ですとか、あと今よく言われますのは、やはりアスベストがまだ規制をされる前の建物等の解体工事、そういったものに従事されまして、石綿に曝露した可能性がある、心配があるというふうな方のご相談も保健センターには寄せられております。希望される方につきましては皆様に手続の資料を送らせていただいて、検査を受けていただけるような体制をつくっておりますが、環境省から示されております、質問項目等がかなり多岐にわたります、その質問を見て、いや、ここまで書かんとあかんのやったらもうこれでは受けないわという方もやはり中にはいらっしゃいます。あくまで石綿の検査のほうに来られるかどうかはその申し出ていただいた方の任意になりますので、丁寧な説明を行って、できるだけ速やかに心配な方は検査を受けていただくようには保健センターのほうでは対応しております。

申し訳ありませんが、被害者の方のことにつきましては、またお調べしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 特に岬町の方でも、私の家にも二、三名の方が、今話があった中で、解体業者の方がおられたり、そういう相談がございましたので、また資料がありましたら、また後日でよろしいので、頂けたらありがたいかと思っておりますのでお願いしておきます。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで一般会計、歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、総務費に入ります。

決算書 82ページから 85ページ の目 6 交通安全対策事業費、90ページから

93ページの目10特別定額給付金事業費、96ページから99ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。

質疑はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 委員長にお聞きしたいのですけれども、今総務費のところに入っているのですが、その前、各費用に係る決算書の11ページ辺りも質問もさせていただいてもいいですか。

坂原委員長 もうちょっと済んでいるのですけれど。

奥野委員 歳出のところですが、歳入ではなくて。歳入は先ほどやられたと思うのですが、歳出の各費用のところの一覧がありますね。

坂原委員長 どこですか。

奥野委員 11ページ、決算書の。

坂原委員長 ちょっと待ってくださいね。すみませんが、奥野委員、どんな質問になるのでしょうか。

奥野委員 言っているんですか。各費用が全般に、また、各課で聞くのですけれど、要するに、費用の不用額が累計でかなりの2億9,000万円の数字が出ておるので、その辺りを少し、そこだけの一点をお聞きしたいだけなのです。累計が2億9,000万円あるので、答弁がどこになるか相馬部長辺りかと思えますけれども。課でなくて全体の話聞かせてほしいのですけれど。

坂原委員長 厚生委員会の全体ということですか。

奥野委員 というか、各3常任委員会に及ぶ歳出の。

坂原委員長 全部入るのであったら、ここは厚生委員会だから、それは違うのと違いますがね。

奥野委員 全体に及ぶことなのですから、厚生も含めて。

坂原委員長 いや、含めてというか、厚生委員会だから、厚生委員会のことしか聞けませんから。

奥野委員 もういいです。

坂原委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 歳入で、防犯カメラを聞いていたのですけれど、私、もう一度確認のために85ページの生活環境課の、これは岬町の中で何台ぐらいつけていただいているのか。場所は多分どこと言われなと思うのですけれど。岬町に何台ぐらいつけているのか。やはり何か事件があったときにはこれが役に立ちますので、どのくらいの何をつけていただいているのか、それを聞かせていただけますか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 防犯カメラの設置ですが、これは駐輪場になりますので9台分、多奈川駅に1台、深日町に1台、みさき公園にセブン側で2台、畑山線沿いのあいクリニック側に1台、淡輪駅の和歌山側1台、難波側で3台設置、合計で9台となっております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 それ、9台って岬町の中の防犯、できるのかな。やはりもう少し多くしていただきたいと思うので質問しているのですけれど。9台で大体いけるという見込みがあるのですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 和田委員おっしゃっておりますのは、危機管理担当で防犯カメラを設置しております。ここで言う防犯カメラにつきましては、各駐輪場、今台数を申しあげましたとおりの駐輪場の台数になります。

和田委員 どうも間違えました。すみません。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。その間にほかの方、ございましたら。ないですか、ございませんか。質疑はございませんか。なければ次に移りますが。ございますか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の84、85ページで、今、和田委員から質疑が出ていた防犯カメラの辺りですけれど、駐輪場の借上げ料、駐輪場用地借上げ料、これについてお聞きしておきたいと思います。

これは少し支出、不用額が出ているわけですが、この要因を参考までにお聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 駐輪場用地借上げ料につきましては、毎年度契約更新時に南海

電鉄にもうちょっと安くならないかということで交渉を行っております。今回、月で言いますと6,430円下がったことにより、不用額となっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 よく応じてくださいましたね。いや、変な言い方なのですが。結構議会でもいろんな議員がこの借上げ料について質問したりして、まあ、平たく言うと、まけられないかという話をしたりしていましたが、なかなかそこは突破できなかったわけですね。今回、何か要因があるのでしょうか。参考になるようなことがあればお聞きしたいなと思います。

それから、駐輪場に関わって、もう一つ南海との関係ですけれど、やはりみさき公園駅の大阪側、畑山線側、あそこの駐輪場についてはなかなか管理が難しいといえますか、はみ出して止めざるを得ないような状況があることがありますけれど、そのことについても南海とお話をされたりというようなことはありませんでしょうか、お願いします。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 駐輪場の借上げにつきましては、地価の下落等もございますので、今回南海さんが少し見直しをいただいたという認識でおります。あいクリニック側の駐輪場につきましては、担当課において、月に1回程度駐輪場の整理等を行っておりますので、特に南海とはお話ししておりません。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 月に1回、置きっ放しが長期にわたっている自転車について、札をつけたりとかという作業だと思うのですが。あと実際に撤去したりとかということ、大変な作業を続けておられるのだなと努力を感じているところです。

そういうことを続ける中で、現時点でははみ出して止める自転車やバイクはなくなっているという実態にあるのでしょうか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 なくなってはおりませんが、だんだん減っていると感じております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 努力を続けて大変だとは思いますが、引き続きご努力いただいて、歩道にはみ出す自転車やバイクがなくなるように頑張っていたいただきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の92、93ページ、特別定額給付金事業費についてお聞きしておきたいと思います。

事務が大変煩雑でご苦労なされた事業かと思うのですが、対象と、実際に振り込んだ件数について、改めて確認しておきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

この特別定額給付金の対象が、こちらにつきましては、基準日が令和2年4月27日時点での住民基本台帳に登録されている方となっております、その対象は1万5,400人いらっしゃいました。

振り込んだ件数につきましては、7,500件ちょうど振込というか、支払いはしております。支給の対象者としましては1万5,378人に対して支給分を支給しているというところでございます。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければこれで総務費の。

中原副委員長。

中原副委員長 すみません、ぎりぎりセーフでした。

98、99ページの節15工事請負費、(仮称)住民サービスコーナー整備工事のところに関わってお尋ねしたいと思います。

この決算書で言うと、工事にこれだけお金がかかりましたよということなのだろうと思っているのですけれど、利用頻度についてこの機会にお聞きしたいと思います。

坂原委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 副委員長のご質問にお答えいたします。

利用実績につきましては4月1日から開設いたしております。このコーナーにつきましては、祝日を除く火曜日、木曜日、土曜日の午前9時半から午後3時半まで開設しております。4か月間全体で49日間で128人の利用となっており、1日平均約2.6人、それで、証明書の発行枚数につきましては、住民票が80

枚、印鑑登録証明書が87枚の合計167枚で、1日平均3.4枚となっております。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければこれで総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。

決算書の102ページから133ページをご覧ください。

ただし、114ページから117ページの目9文化センター費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。よろしいですか。

奥野委員。

奥野委員 決算書105ページの13委託料の中で、備考欄の顧問弁護士委託料とありますが、これは訴訟の委託料という感じでしょうか、お願いします。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 ご質問にお答えします。

こちらの顧問弁護士委託料につきましては、健康ふれあいセンター、ピアツァ5における国家賠償請求事件が提起されましたので、それにかかる弁護士費用でございます。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 確認だけですが、105ページの社会福祉協議会補助金というのは、別にある社会福祉協議会の補助金になるのかな。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 社会福祉協議会補助金1,218万7,680円、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、社会福祉協議会への補助金でございまして、正職員分の人件費相当分を補助しておるということでございます。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の112から113ページにかけてですが、一番上の囲みの中ですので、老人医療助成費の節20扶助費に関わってお尋ねいたします。

ここで書かれている老人医療費府制度分に関わっては、これまでも議会の場で

いろいろ私は主張してきたところでありますけれども、予算で取っていた金額と、決算として支出済額で出てきている金額に乖離があるのですが、その要因を改めてご説明いただきたいと思います。

それから、116ページ、117ページの一番上の報償費のところでお尋ねいたします。

これは文化センター費だからだめなのかな。私、聞けるのかな、総務課。

坂原委員長 そこは、目9は文化センター費ですから、他の委員会ですね。

中原副委員長 ほんとうだ。

坂原委員長 そこは聞けませんね。答弁をお願いします。

堀口課長。

堀口保険年金課長 老人医療費の予算の金額と支出済額の乖離の要因につきましては、老人医療費につきましては、平成30年度より府の制度改正において経過措置になったところであり、その後、令和2年度末で制度終了となったところです。その間、対象者も減少し、支出済額が減ったというところでもあります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 理屈は分かっているつもりなのですが、その対象者が制度が変わったことによって減少していくということを踏まえて、予算化していなかったのかなと、私もこの件、何回かこの場でいろいろお話、これまでしてきているのですが、最初は確かにそれをおっしゃっていましたよね。制度が急に変わる、対象者を減らす、私は大阪府、何ていうことをするねんということを書いてきたと思うのだけれど、それについても一応のところは大阪府にこういう声が出ていますということは伝えてもらったということもお聞きしていますけれども、これは3年間かけて制度を運用して行って、だんだん減らしているわけではないのですが、3年間という猶予といたら何ですが、あったわけで、予算、1年目にどれくらい対象者が減るかはっきり分からないとかで、2018年度の予算で反映できないということは分かるのですが、この決算は2020年度なわけで、どうしてこんなに大きな不用額が2020年度においても出ることになっているのかなという、そういう素朴な疑問なのです。その点でお答えいただけることがあればお聞きしたいなと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 この老人医療費の扶助費につきましては、高額療養費の調整ということで、本人の自己負担分の一部を助成するもので、自己負担が幾らになっても老人医療助成制度の上限を超えることはございません。

ただし、医療保険上の自己負担が高額になった場合に、高額療養費制度に該当する場合がありますが、この場合、自己負担額のうち、本来は高額療養費に該当する部分についても老人医療費において精算されているため、医療保険からの返還を受けることとなります。その結果、老人医療において扶助する額が変更となり、当初支出していた額よりも低下することとなります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということは、老人医療費ですので、65歳以上の方ですから、重い病気になる人がいるかもしれない、そうすると医療費がごそとかかるかもしれない、それで、この制度は本人負担を抑えるための制度ですから、その差額の部分はこちらの公費で確保しておく必要があると、どんな大きな請求があるかもしれないから、この金額を予算として確保しておいたと、そういう説明ということなのでしょうか。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原副委員長、おっしゃるとおりでございます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そういう理由であれば、理解はいたしました。

対象人数は限定されるということは計算に入れて予算化されたものということなのでですね。うんと言っているから分かりました、そのように理解したいと思います。了解いたしました。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

和田委員。

和田委員 107ページの下ですけど、自立支援医療とあるのですが、これの給付費、独り立ちするためのあれですけど、これは医者がいってなるのかな。これは一点聞きたいのと、これは聞くのではなくて、できたらまたこの上に積んでいただきたいと思いますので、国民健康保険料の特別会計繰出金、1億。

坂原委員長 何ページでしょうか。

和田委員 109ページ、一億八千七百八十何万円の多額の金を繰り出していただい

るので本当にありがたいことですが、何もこれについては言うことはありませんけれど、要望だけしておきます。少しでも余計に出していただけたらとしておきます。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 和田委員の質問にお答えいたします。

自立支援医療の給付費のことでございますが、こちらは更生医療の給付費でございまして、障害のある方がその障害を除去する、軽減するような医療を行った場合に給付される国の制度に基づくもので、国が2分の1、大阪府4分の1、町が4分の1という形で負担しているものでございます。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 分かりました。障がい者の立ち直るためのお金ということでしたね。分かりました。

次の国民健康保険は増やしてほしいと今言ってもなんですけど、できれば増やしていただくように要望だけしておきます。

終わります。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。

暫時休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 では、暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

坂原委員長 では、休憩前に続きまして会議を開きます。

民生費についての質問の続きからです。

民生費について質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の118、119ページ、ああ、違う。そのページの節8報償費の子育て支援課の児童虐待防止アドバイザー報償費に関わってお尋ねしたいと思います。

私、今回、決算を見せていただいて、コロナに関わっているいろんな努力がなされているということを改めて感じているのですが、そのコロナ禍のもとで、住民の皆さんにどういった影響が及んでいるのかと、そのことも決算の中から読み取れる部分があるのではないのかというように見せていただいております。

それで、かねてから懸念している児童虐待の問題ですけれども、この問題についても、コロナのもとで不安が大きくなる一つの事柄と思っています。それでお尋ねをするのですけれども、つかんでおられる範囲で結構ですので、要保護児童数と、それから、昨年度における要保護ネットのケース会議の開催回数をお分かりでしたらお聞きしておきたいと思えます。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 令和3年4月1日現在の要保護児童数ですが、要保護が27人、要支援が48人、特定妊婦が3人、合計78人となっております。

それと、昨年度のケース会議の回数ですが、24回ということで把握しております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これ、今お答えいただいた27人、48人、3人、この人数については増加傾向にあるのか、横ばいということなのか、減少傾向なのか、傾向についてお聞きしたいと思います。

それから、ケース会議についても増えたり減ったり横ばいというその辺りの状況をお聞きしておきたいと思えます。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 昨年度の要保護、要支援、特定妊婦の数が合わせて120名に対して、今年度は先ほど申し上げました78名ということになっておりますので、昨年度から比較して減少しているという、減少傾向ということで捉えることができるかと思えます。

あとケース会議についてですが、ケース会議の回数につきましては、大体25から30ぐらいの年間の開催数ですので、大体横ばい程度かなということで把握しております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、推移についてお示しいただきましたけれども、その中でこの間のコロ

ナの影響といたしますか、そういったことは見てとれるといたしますか、そういったような特徴的なことがもしあったのであればお聞きしたいなというふうに思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 今回コロナ禍ということで、特に顕著な影響というまでは出ていないかと思えます。ネグレクトが多いですけれども、そのネグレクトが多い傾向については変わりありません。

坂原委員長 よろしいですか。

中原副委員長 分かりました。ほかの件でお聞きしてもいいですか。

坂原委員長 どうぞ。

中原副委員長 決算書の、さっきの件については、今のところ顕著なコロナに直接関わりのあるような例は見受けられないということでありましたけれども、また併せて従前から続いている案件は恐らくずっと気がかりな状況があるのだろうなど、つかんでおられる中で、そういう感じの印象は受けましたので、今後、コロナの影響で何か変化が出てくる可能性もありますし、あと以前から気がかりになっている案件について、大変だと思うのですけれども、引き続き手を緩めないように児童虐待防止に努めていただきたいと要望しておきます。

決算書の120、121ページですが、児童福祉施設費でお尋ねいたします。

1番の、節1報酬ですが、ここでは会計年度任用職員の報酬が掲載されていて、不用額が一定出ております。それから、節2の給与のところでも同様のこととなっておりますが、これは保育所の職員、いわゆる保育士ということかと思えますけれども、人数をお聞きしておきたいと思えます。節1の報酬で昨年度においては何人であったのか、また、節2の給料のところは、これは一般職の職員、保育士ということでしょうか、何人ということになっているのか、お聞きしたいと思います。

併せて以前から、保育所においては1歳児の保育が非常に手をかける必要があるということを主張してまいりました。そこを例えば職員配置の基準を見直すことも含めて緩和をして、より充実した保育の体制をつくってはいかがかということをご提案してきたのですが、そのことについても何かご検討なさっていることがあれば、お聞きしておきたいと思えます。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 保育士の数ですね、ちょっと待ってください、保育士の数でございですが、令和3年度の4月1日現在で、淡輪、深日、多奈川合わせて66名ということで把握しております。

令和2年度の、これは1か月ずれているんですけど、3月1日現在で、3保育所の保育士の数が63名ということになっていまして、数的には3名増えているんですけど、正職員であるとか、会計年度職員とか、含まれていますので、63名から66名に増えているということでございます。

あと1歳児の保育については手がかかるので職員配置の基準を見直すことは考えているかどうかというご質問なんですけれど、今現在、例えば淡輪保育所であれば、1歳児が、ああ、すみません、4月1日現在であれば、1歳児の児童数が11名に対して保育士4名ということで、こちらについては6対1を大幅に上回っているんで、手厚い職員配置ということが、今現在では手厚い職員配置がなされていると考えております。

また、0歳児につきましては、これも淡輪保育所ですが、児童数が4名に対して保育士の数が4名ということで、配置基準が3対1に対してもこちらを上回っていますので、手厚い配置をしていると認識はしております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 職員の採用予定人数で言いますと、正規、非正規合わせて予算のときは合計95人という予算の取り方をしていたわけなのですね。それで、結果的には昨年度においては63名、今年度66名と、これは要するに子どもの数に見合った保育士を配置すると、結果としてこうなったというように考えていいのかどうか、それを一点重ねてお聞きしておきたいと思います。

それから、2つ目にお答えいただいた、1歳児を手厚くということで、今聞いたことからすると、人数で言うと確かに基準を上回る配置ができているということで、これは、聞くのですけれど、例えば0歳児、4人に対して保育士4人ということなのですが、それは同時に4人が配置されているということなのですか。そこが少し疑問で、0歳児の担当の保育士さんが4人いますよと、その人たちが代わる代わる配置、0歳児4人ということを見ると、2人以上の配置が基準で言うと必ず必要なわけですね。だから、その4人が代わる代わる入るという、常

時0歳児の保育に携わっているのは2人というようなことなのかと思うのですが、そこはいかがですか、その点についてももう少し実態をお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 保育士の配置につきましては、副委員長が言われるとおり、子どもの数に見合った数で配置しております。

それと、0歳児4名、保育士4名と、これについては同時に配置しているかというご質問なんですけれど、こちらにつきましては、淡輪保育所ではそのように配置はなされていますが、深日保育所、多奈川保育所については0歳児、深日保育所であれば0歳児、1歳児を同時に見ている場合、多奈川でしたら0歳児、1歳児、2歳児を同時に見ている場合がございますので、必ずしも同時に配置しているということではございません。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、実態の一部をお聞きしたところです。淡輪については手厚い保育が実現できるような配置になっているということで結構かと思えますけれど、深日と多奈川は確かに複合学級の運営になっているので、実際上の保育の現場は大変だろうとも思いますので、そこは実態に合う形で配置換えも含めてよく工夫をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、担任なのですが、クラスの担任を非正規がもっているという実態が以前からありましたけれど、今もこの状態はやはり続いているのでしょうか。

坂原委員長 太田所長。

太田淡輪保育所長 先ほどのことに関しても少し補足なのですが、0歳児のクラスの4人というのは、まず、最初4月の時点で入所した子どもさんは少なくとも、0歳児は必ず増えてきますので、もうその時点でまず最初に配置が少し多めにということもありますし、0歳児のクラスは、もう1歳を迎えて、すぐに4月に入ったら1歳を迎える子どもさんから、57日から入れますので、入ってきた時点でまだ本当に2か月、3か月というお子さんもいらっしゃるので、その子どもさんたちに片方にやはり一人、1対1ぐらいにつかないと保育ができないこともありますので、そういうことを考えて、入ってくる子どもさんの様子を見て配置するというようなことも出てきます。

それと、担任はクラスで必ず一人は正職員で、ほかは副担任として会計年度の方が入られたり、それから、障害児加配である場合が、必要な場合がありますので、その方は会計年度の方が入っていることがあります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 実際の運営上のことも大変よく分かりました。そういうことで言うと、今、お示しいただいたのは淡輪保育所の実態ということではありますけれど、岬町としては、非常に保育環境が手厚いということの一端が示されたのかなと思います。数だけでいうと、私がさきほど言ったように、0歳児は4人いたら、子ども3人に対して1人以上の保育士ということだから、基準で言うと、2人いたらいいわという話になってしまうと。だけど、おっしゃるように、実態としては、もう丸1年ぐらい違う、もう本当に赤ちゃんという状態の子から、うろうろ歩き出す子までいるというようなことで、1対1が実態としては必要だというようなことで、實際上1対1になるように配置をしていると。さらに、増えても対応ができるということまで見越して配置しているということであるという、非常に努力をしているし、誇るべき職員の配置になっているのかなというように思いました。さきほど言っていた、深日と多奈川がどうなのかというのは少し気がかりなところもありますので、その辺りもよく目配りをしながら進めていただきたいと思いますし、正規職員が必ずクラスに一人は配置できているということも確認されましたので、それは非常によかったというように努力を認めたいと思います。

もう少し聞いてもいいですか。

それから、決算書の128、129ページで、子育て支援センター費について、実態をもしご存じであればお聞きしたいと思います。

ここでは、報酬として会計年度任用職員、それから、また職員手当等ということで、これは両方とも会計年度任用職員ですね、職員の配置がなされていることが分かるのですが、コロナになって、子育て支援センター自身は閉めてはいないのですが、やはり講座等が非常に少なくなって、子育て中の親御さんの相談の機会なんかがどうしても少なくなってしまっているのではないかと感じて気がかりに思っているところです。これは質問はやめておきます、要望だけ言っておきます。

ここでは、相談事業も一つ位置づけて取り組まれていますので、行ったときに

保育士さん、そこにいる先生方に相談なさる親御さんなどもおられまして、ただ、コロナの関係で、特にこれから先は若年層というより小さな子どもへのコロナの感染も非常に気がかりになってくる時期に入っていきますので、余計になかなか外出を控えるということになっていくのかと思いますから、相談事業について、電話相談ですとか、そういったことをより強化するというか、相談の機会をしっかりと確保していただきたいと、子育て支援センターについては要望しておきたいと思います。

それから、130、131ページの子ども・子育て支援事業費の中で、これは私が言っているのか、節19負担金、補助及び交付金のところに、施設型給付費とありまして、これはいわゆる幼保無償化に関わる予算ということになっているかと思うのですが、従前から私だけではなく、ほかの議員からもゼロから2歳の課税世帯への拡充ということが繰り返し求められているところだと思います。それについては、一般質問等で委員からも要望が出ているところですので、ぜひ前向きにご検討をいただきたいと、要望にとどめておこうと思います。

委員長、多分私が聞きたいのは聞けたと思います。

坂原委員長 ただいま民生費でございますが、ほかに質問はございませんか。

和田委員。

和田委員 125ページの上からというのか、償還金・利子及び割引料と書いてあるのか、そこに児童手当の交付金返還金と、返還金ばかり聞いて悪いのですが、これは一応合計したら1億7,000万円ぐらいのところのこれになるのかというのだけども、この理由、もし分かっていたら言ってほしいんですけど、365万5,784円。

坂原委員長 松下理事。

松下しあわせ創造部理事 こちらの返還でございますが、児童手当、被用者ゼロ歳から3歳未満の分について、304万666円がもらい足りない部分、不足が生じました。この304万666円について、拠出金部分、こちらは相殺不可なんですけれども、これを37分の21と、あと国庫分、37分の16に案分し、返還することになっています。それで、拠出金部分は相殺不可ということで、国庫の歳入として受けますが、その他の国庫分につきましては相殺可能なので、131万4,883円と、あと児童手当の被用者3歳から中学校修了前分464万9,000

円と非被用者分32万2,667円、こちらと相殺しまして合計365万6,784円の額を返還するという内容でございます。

和田委員 結構です。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、これで民生費の質疑を終わります。

続いて衛生費に入ります。

決算書132ページから151ページをご覧ください。

ただし135ページの目1保健衛生総務費の節19負担金、補助及び交付金の一部(土木下水道課)及び139ページの目3環境衛生費の節19負担金、補助及び交付金に係るものは他の委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の134、135ページの節19負担金、補助及び交付金のうち、一番下に記載されている不妊・不育治療費の補助金についてお聞きしたいと思います。

昨年度については、少し実績がもしかしたら少なかったのかと思うのですが、件数についてお聞きしておきたいと思います。

それから、併せて142、143ページの中でお尋ねもしておきたいと思います。

節13の委託料の健診の関係なのですけれども、これは予算として確保していた金額からすると、実績に応じてこの支出済額というのが出ているわけですから、全体に件数が減っているということなのかと思っているのですけれども、その辺りの状況をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 副委員長お尋ねのまず不妊・不育治療費の補助金についてですけれども、令和2年度の実績といたしまして、不妊での申請は16件、不育での申請は0件、そのうち新規の方が8人、再申請の方が8人いらっしゃいます。令和元年度の申請のほうが不妊のほうで12件、不育のほうで1件ということで、申請件数としては、件数としてはあがっているんですけども、1人当たりのかかって

いる金額で、こちら令和2年度につきましてはまだ5万円上限となっているんですが、5万円上限を超える方がそのうちの3名、令和元年度につきましては8名いらっしゃいますので、その辺りで件数は増えているんですけども、額としては下がっているという状況になります。

坂原委員長 続けてどうぞ。

川井保健センター所長 すみません、決算書142ページ、143ページの健診についてですが、委員ご指摘のとおり、実績に応じて支出額を設定しております。健診につきましては、令和2年度につきましては、4月に緊急事態宣言が出されまして5月までの間、国からの通知もございましたので、集団健診のほう、一時中止をしております。その関係がございまして、健診の回数及び受診者数は減っております。また、国の通知におきましては、原則中止、もしくは延期ということだったんですが、延期を検討した場合に、集団健診につきましてはその後も何度か繰り返されました緊急事態宣言の延長ですとか、蔓延防止等の時期、やはりなかなか次の集団健診のバスの配車を受けることができずに、一定検討はしたんですけども、代替日を確保することが困難でした。個別健診につきましては、引き続き医療機関に感染症対策を講じていただきながら実施していただきましたので、個別健診につきましても若干受診控え等出ておりますので、最終的な実績については下がっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 不妊・不育治療の補助金については、ああ、そういうことかと思いました、申請の件数が減っているのかと思っていたので。ただ、予算上で言うと不用額が出るというもったいないことになってしまって、今年度から拡充という運用になっておりますので、さらに周知を強めていただいて、必要な方に利用していただきたいと思いますし、金額、引き上げたところなので言うのは何なのですけど、さらに引き上げていただく必要があると私自身は思っています。要望にとどめておきます。

それから、がん検診なのですが、致し方ない事情によるものという要素は非常に大きいと思うのですが、やはり早期発見の大きな障害になっているのですよね。だから、この点はよく担当課としても注意して見ておられるところだと思いますけれど、発見が重症化してから発見されるというような傾向が、これはもう全

国的にそういう傾向になってきていると、そういうデータが出てきているという報道があったとおりですけれど、岬町においてもそういうことがないように、引き続き検診の機会をしっかりと確保していただきたいと要望しておきます。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 143ページの13の委託料ですけれど、これは保健事業、集団健診、集団健診と下に保健事業、個別診療と2つあるのですが、これは同じ胃がんの検査だけ、これはどう違うのかな、個人でもらうときと集団とあるのかな、それが1点聞きたいのと、137ページの風疹、償還金利子のこれも返還金だけど、風疹抗体検査事業国庫補助金の返還ですけど、これは風疹の数が減ったのかどうか、その点、2点よろしく頼みます。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 和田委員ご質問の件にお答えします。

集団健診と個別健診の委託料につきましては、委員の見込みのとおり、集団健診は保健センターが健診機関と協力しまして、保健センター、淡輪の町民体育館のほうと会場を設定して行う健診です。その中に胃がん検診含め肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診、それが入っております。

個別健診につきましては、各地域の医療機関のほうで受けていただく健診となっております。

和田委員 分かりました。

もう一点だけ。

川井保健センター所長 風疹の抗体検査事業国庫補助金の返還金17万6,000円につきましてですが、こちらのほう、現在実施しております風疹抗体検査を男性の方に受けていただくものになっておりますが、こちらにつきましては、当初見込んでおりました風疹抗体検査の受診数を下回っておりまして、そのために返還金等が生じております。風疹が減ったわけではなく、風疹の抗体検査という検査を受ける方がセンターのほうで見込んでいた人数よりも下回ったために発生しております。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 結構です。

坂原委員長 ほかにございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の148、149ページで、ごみの量について、ごみの量に応じて決算が出てきていると思われるところがありますけれど、先ほどお聞きしたとおり、事業系ごみが減って、家庭系ごみが増える傾向というように歳入のところでおっしゃっていたかと思いますが、そんなに大きな増減が見られるところは少ないと思って、一つひとつ、これは予算と決算の比較なのですが、見ていたのですけれど、ごみの受入れの問題で、以前、全員協議会だったかと思うのですけれど、危険家屋の解体や撤去をなさった方のごみの受入れについて改めてこの機会にもお聞きしたいと思います。

岬町としては、空き家対策という問題もありますし、安全・安心なまちづくりということで、空き家の調査に基づいて危険家屋の解体、撤去を進めていっておられると。これは他の委員会の所管になりますけれど、順調にといいますか、いいペースで進んでいるのではないかと私はその事業そのものについては見ています。

それで、問題が起こってくるのは、危険家屋、補助金の対象になるような危険家屋が解体や撤去された場合にごみが出るわけですね。それで、危険家屋になっている家というのは、もう何年も、何年ではないような長い期間も含めて空き家になっているというような状況があったりするものですから、その持ち主は代替わりをしていたりして、遠方に住んでいたりするわけですね。解体、撤去した場合に、家の中に残っているごみになるものを処分したいというケースがあるわけなのですけれども、そのときに、現在の持ち主である人が一緒に業者とごみを持ち込んだ場合は受け入れてくれるという問題があるのですけれど、それが頼まれた業者さんがボランティアで協力をして、美化センターにごみを持ち込むといったときに、それは受け入れられませんという問題が発生しているわけなんです。それで、この問題は危険家屋の処分という安全・安心なまちづくりにつながるものだと思いますので、推進していくべきだと思うのですが、そのハードルにもしこのごみの受入れの問題がなっているとするならば、そこは何かの仕組みをつくって解決するべきではないかと考えています。その仕組みづくりについて、何かご検討いただけないか、お聞きしたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原副委員長がおっしゃっておりますのは、危険家屋等で解体になった家の中に残ってある物についてということですが、担当課としましては、委託料の中に残っている家具類であるとか、そういったものが処分代として入っているものと、たとえボランティアと言われても、担当としては把握できないので、産業廃棄物とみなし、処分をしていただくようにしております。

ただ、家主が近所におりまして、一緒に美化センターへ行っていただいて、持ち込める場合であれば、そのときに限っては持ち込めるとしておりますが、現段階では難しい状況ということをご理解いただきたいと思います。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今おっしゃられた家主が近くにおられてと、一緒ならと、その運用は私は評価できると思うのです。柔軟な運用だと私は好意的に運用されていると思うんです。

ただ、家主が近くにおったらそういう運用ができるけれど、じゃあ、遠くにいる人はそうではないと、そこは私は一つの不公平にもつながりかねないと思うのです。結果として危険家屋の解体、撤去が進むということが一番の目的になっていくであろうと、岬町全体のまちづくりを考えた場合に。そういうふうに思いますので、ぜひ担当課が違いますけれど、建築課になるのかな、この危険家屋のほうは。そこと一度ご相談をいただきたいと思うのですが、相談する気もないとか、そういう感じかしら、どんな感じですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 建築課とどれだけ危険家屋があって、解体を出しているかなど、通知を教えていただけるのであれば、生活環境課から聞いて、柔軟な体制をとっていきたいと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ひどい答弁ではなくてよかったなと思って聞きました。そんなばかみたいな数ではないはずだったと思うので、ぜひ建築課と相談していただいて、もし、危険家屋の補助金をとっているところ、そこが家主が近くにいないというような状況であれば、きちんとそのことを確認できるようにしていく仕組みをつくって受け入れるとか、何か方法を前向きにご検討いただければと思います。おっしゃっておられるような、不正に当たるのかどうか分かりませんが、不正まがいなこ

とになってはいけませんので、そこにきちんとルールを設けておくということは必要だと思いますから、それはそのようにお考えいただいたらいいと思うのですが、結果的に目的の達成をどのように果たせばいいかという観点から見たら、柔軟な運用というのはぜひご検討いただきたいと重ねて要望しておきたいと思います。よくご相談いただければと思います。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで衛生費の質疑を終わります。

続いて商工費に入ります。

決算書164ページ、165ページの目5暮らし応援商品券交付事業費のうち、節11需用費の一部、節12役務費、節13委託料の一部、節14使用料及び賃借料(福祉課)をご覧ください。

質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書164、165ページの節13委託料の商品券発送システム改修委託料に関わって、システムの改修委託料について聞くのではないですけど、要するに返送されてきた件数を聞きたいと思っています。発送した件数と、それから、結局返送されてくるということは受け取れる、はんこを押して受け取らないといけないのでそうならなかった件数をお聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

この暮らし応援商品券ですけれども、対象者の方に簡易書留の郵便で各世帯の世帯主の方にお送りさせていただいております。お送りしました対象者の方というのが7,590世帯に対して発送のほうをさせていただきました。一旦発送したものが戻ってきた件数というのは、すみません、ちょっと今の段階で手元に資料がないんですが、戻ってこられても、役場のほうに連絡をいただいたり、こちらのほうから連絡したり等しまして、受け取っておられる方が多数いらっしゃいます。最終的に受け取りにならなかった方というのが55名いらっしゃいました。ですので、対象の世帯としては7,590、対象者と、人数としましては1万5,

435名、そのうち55名が受取りできなかったというふうに把握しております。
坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私の聞き方が少しまずかったね。返送されてくるけど、その後また役場に取りに来てとかいうことをやっていたものね。状況は分かりました。私がいづもこういうことを聞くのは、受け取れないのか、受け取らないのか、要は状況がつかめない方がおられると。その方がどういう状況にあるのかというのが少し気がかりだったりするものですからいづも聞きます。

それで、今、説明の中で世帯主にとおっしゃいました。またこういったいろんなものを発送するときに、確かに世帯主に送ったら送料が2人おったら1回分で済むので楽なのだけれど、やはり時代はそういう時代ではもうありません。個人です。お金はかかるのだけれど、やはり一人ひとりに送るとというのが当然ではないかなと、財政状況を考えたら、あまりそういうことも言いにくいんですけど、やはり世帯主というような考え方も時代遅れですから、こういったものを届けるときについても、例えば10万円の給付金がありましたけれども、あのときも問題になりましたよね。世帯主に全部まとめて振り込まれるものだから、DVを受けておられる方はわざわざ手続をしないと本人が受け取れないとか、いろいろあったわけで、そういったことも行政としてはしっかりと考えて、SDGsの時代ですから、いろんな施策をやっていかれるときに、そういうことは念頭に置いて今後も執行していただきたいと要望しておきたいと思います。

ただ、この暮らし応援商品券、昨年やられて、また今年度も高齢者向けにされましたけれど、非常に喜ばれているところですので、歓迎したいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで商工費の質疑を終わります。

続いて土木費に入ります。

決算書の178ページ、179ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください。

質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 コミュニティバスの問題でお聞きいたしますけれど、まず、節8の報償費、

地域公共交通会議の委員報償費について、不用額が出ておりますが、これは実施の回数が少なくなったのか、予算を組むときというのは一応年間の回数を決めて予算取りをされるわけで、少なくなった事情があれば、理由等をお聞きしておきたいと思います。

それから、節11の需用費で修繕料についてお聞きしたいのですが、これは予算のときより結果として修繕料は少し大きな金額になったかというように見ているのですが、修繕が必要になったのはどういった、これは何というのだろう、何の修繕が必要だったのか、教えてください。

それから、節14の使用料及び賃借料の駅構内乗り入れ使用料ですが、不用額が出ておまして、これはみさき公園の辺りの駅の乗り入れの関係だったか、再度確認させていただきたいと。あそこの敷地を岬町の持ち物になった、持ち物、岬町が所有者になったので、その関係で不用額が出るということになったのだったか、確認をさせていただきます。

それから、その下のバス停の停留所屋根設置工事や多奈川西集会所バス停出入口改修工事とありまして、新規の路線を住民の要望に応じて開設するための準備を昨年度においてはなされたということであったと思います。その運用の状況について、利用者数等つかんでおられたらお聞きできたらなと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 1点目の地域公共交通会議、委員報償費ですが、予算のときには3回分を予定しておりました。決算では1回の開催で終わっております。

続きまして、修繕料ですが、主にマイクロバスの修理費で、モーター関係、クラッチ関係、乗降ステップの修理などに要したものです。

それと、駅構内乗り入れ使用料ですが、副委員長おっしゃるとおり、みさき公園駅の分がなくなりまして、淡輪駅と多奈川駅の2つになりましたので、その分で不用額となっております。

次に、新設しました中集会所、西集会所ですが、4月から走っておりますが、4月から7月までの平均乗車率で言いますと、中集会所では約0.1人、西集会所では0.23人となっております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 地域公共交通会議は3回分が1回になった理由は何だったのでしょうか、

お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 予算では3回いつもとっていきまして、この1回といいますのは、4月1日から時刻表の改定がございましたので、それに時間がかかりましたので1回となったということになります。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今の答弁ですと、毎年3回分とっているから、昨年度も予算のときに3回を計上していたと。だけど、結果としては1回で済んだというべきなのか、何というべきなのか。予算の考え方はそういうものなのですか。これを聞くのは変なのですが、年間一定の任務があるわけですよね、地域公共交通会議として議論しなければならない、そして、結論を出さねばならない、それが急に増えてくるケースがあるのですが、そうなったら増額が必要になる。だけど、年間、今年度についてはこういう仕事をこの公共会議でしていただかなくてはならない。だから、1年間に何回の会議が必要だ。だから、お金がこれだけですもんというように予算が出てきていると私は思っていたのだけれど、毎年3回分とっているから3回なのだと。それで、その年によって結果的に、昨年度でいったら1回だったから1回ですと、そういうものなのですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 3回といいますのは、1回目の開催につきましては、前年度分の報告で1回分見ております。2回目というのは、アンケート調査などを行った場合の報告として2回目、3回目というのは予備で取らせていただいているということになります。

中原副委員長 終わります。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

出口委員。

出口委員 中原委員の関連です。

需用費のところですね、節の需用費179ページの修繕料は先ほどマイクロバスのクラッチとかブレーキ回りという回答をされていましたが、これは600万円からの費用がかかっていますけれども、クラッチとかブレーキ回りでは何

台分の修理費のトータルなのですか。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 この修繕費の中ですが、車検整備費用であるとか、3か月点検整備費用であるとか、タイヤ交換、そのほかに車両の修繕料というのがございますので、車両修繕料だけでいいますと、令和2年度におきましては340万円ほどかかっております。モーター関係の修理で54万1,000円、クラッチの修理で22万3,000円、乗降ステップの修理などでは15万円、サスペンション関係では63万8,000円、マイクロバス1台の修理費用となっております。

坂原委員長 出口委員。

出口委員 今の回答でよく理解できますけれども、たまたま先ほどの回答がクラッチとかブレーキ回りということだったので、ステップファンと、それだけの費用がかかるのかなということで再度質問をさせていただきました。分かりました。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで、土木費の質疑を終わります。

続いて災害復旧費に入ります。

決算書の218ページ、219ページの項2衛生施設災害復旧費をご覧ください。

質疑ございませんか。ないでしょうか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 219ページの負担金、補助及び交付金の節19大阪湾の広域臨海環境災害復旧負担金、これ71万4,000円だけど、これはどこに納めてるのですかな。確認だけお願いします。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 大阪湾広域臨海環境整備センターに納めてるお金となります。

和田委員 もう一度言ってくれますか。

坂原委員長 もう一度お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 大阪湾環境臨海環境センターに負担金として納めてるものになります。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 どういう仕事していただいているかな。清掃、災害復旧費のときに動いてくれるのかな。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 この負担金につきましては、平成30年台風20号及び21号の際に、最終処分場であるフェニックスですが冠水したことにより、今後このような災害を未然に防ぐため、災害関連工事として実施したことから、関係団体である市町村が負担する負担金となります。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで災害復旧費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長 あります。

坂原委員長 賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 賛成にします。

坂原委員長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、中原副委員長、賛成討論どうぞ。

中原副委員長 本委員会に付託された案件については賛同したいと思います。

午前中の質疑で大阪府の福祉医療制度、とりわけ老人医療の助成金の制度が縮減された影響についてお尋ねをしたところでありまして、また、質疑は行いませんでしたが、デジタル関連法の準備が行われた年ということでもありますので、そういった点については承服しかねるなと思っているのですが、昨年度については全体としてコロナ対策も非常に大変な中努力されてきたと、住民の皆さんのために骨を折ってきた1年でもあるし、そのことが決算書の中からも見てとれるということを考えますと、本委員会付託分につきましては反対まではしないでおこうと考えました。

坂原委員長 ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これでは討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託されました案件は認定することに決定しました。

認定第2号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

決算書225ページから254ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 3点ほど質問させていただきます。

去年も聞いたと思うのですが、227ページの国民健康保険料、調定額が6億2,100万円で未収が2億1,200万円、約34%となっておりますが、この件について伺いたいと思います。

一つは国民皆保険制度となっているのですが、国民健康保険の対象者となるべき者の未加入者の把握というのは的確にされているのかというのが一つでございます。

二つは、この2億1,200万何がしかの未収について何年で何年程度で、それぞれについて返済計画の聴取などはどうなっておるか。月例の徴収額プラスアルファで徴収しないことには未収額は減っていかないというのが通常の民間

ではそういう計画を立てますが、どうなっておるのかと思います。

3点目に、国保については障害疾病の発生のたびに未払いの方が単月だけ、1か月だけ国保に入って、それから支払いを続けるか、ないし国保の本人負担の3割ですか、のサービスを受けて支払いをまた停止すると、そういう頻回者がおるのかどうか、そういう把握状況についても伺いたいと思います。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 まず、未加入者の把握でございますが、住民票の異動の場合でしたら、転入・転出の場合、こちらのほうで把握することは可能であります、社会保険に加入されてた方につきましては、今のところ、基本的に本人さんの届出が必要になりますので、本人さんが加入のお届けいただいた場合に把握ができるという形になっております。ただ、今後ですけれども、マイナンバーカードに保険情報がひもづけされることによって、その辺の把握も今後容易になってくるのではないかなというように担当課では考えております。

それから、滞納額の把握ですが、令和2年度の滞納世帯数ですが、現在のところ、710件。ただし、今現在資格のある方、ない方全て含めてという形になっております。そのうち、分納誓約を交わさせていただいてお支払いをいただいている方が約200件程度となっております。

あと、単月のみお支払いをされて、本来保険料を1年以上納められない場合につきましては、通常1年間お使いいただける保険証を発行させていただいておりますが、理由等々にかかわらず、一応3か月の短期証というのを発行させていただいております。3か月ごとに保険証の更新をさせていただきますので、その時点で生活状況等々を把握をさせていただき、実際の生活状況でどれだけお支払いいただけるかというのをご相談させていただいた上で保険料をお支払いいただいて、保険証を更新をさせていただくという方法を取らせていただいております。

坂原委員長 谷崎委員。

谷崎委員 昨年伺ったときにも未収額の総額が単年度の収入の調定額の3割以上だったのですが、単年度では10%程度の未収額だと伺ってございました。厳正に徴収いただいて、方法、少しでも頂きたいなと思います。

坂原委員長 ほかに質問ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけ確認したいと思いますが、決算書229ページの歳出の一番下の不用額が3億9,000万何がしという合計になっておるんですけども、この上の数字を見ると、保険給付費が大半の3億3,600万円という数字が出ての、大半がこの部分だと思いますけれども、少し遡ってよう不用額を見ていないのですが、大体これぐらいのが毎年不用となっておるのかどうか、それだけ確認させてください。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 今年度の不用額につきましては、確かに保険給付費のほうの額が異常に大きく残っています。毎年この部分につきましては、いわゆる医療費になりますので、前年度までの見込みから予算を設定しておりますので、当初見込みよりは医療費が伸びなかったということで、今年度これだけの不用額が出ているという形になっております。例年同じような形で見込んでおりますので、例えば医療費が大幅に伸びた年はそれだけ不用額は少なくなったり、逆に医療費が少なかった場合は不用額は逆に多いという形になりますので、一概に毎年このぐらいの額が残るというわけではないと思います。

坂原委員長 奥野委員。

奥野委員 不用額の増減があるようですけど、平均でどれぐらいなのですか、3億ぐらいの不用額ぐらいですか、どんなものですか。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 経年で確認を取れてないので、何とも言えないのですが、大体おおむね、今年は多分少し多いと思います。例年ここまで大きな額が残ることはあまりないと思うのですが、基本、不用額についてはやはり医療費のことでありますので、どうしても残る額が多くなっているというのが現実かと思います。

坂原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 245ページの12の役務費ですか。保険年金課、審査支払手数料と書いているんですけども、これは医療費の審査をしてくれているのか、何の審査をしているのかお聞きしたい、1点と。

もう一点は、251ページの大阪府健康づくり支援プラットフォーム事業委託

料のところですが、これは何に当たるのか、よろしくをお願いします。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 まず、審査支払手数料ですが、これにつきましては、毎月医療機関のほうから請求を出される、請求につきましてはレセプトという形で大阪府国民健康保険団体連合会のほうに出されます。こちらの連合会のほうで、そのレセプトの内容について全て点検をさせていただいております。それに対する審査の支払手数料になります。

あと、251ページの大阪府健康づくり支援プラットフォーム事業委託料ですが、これにつきましては、2年ほど前から大阪府の事業でありますアスマイルというソフトを入れていただいて、いろんな運動をすることによってポイントをためるといった事業がありますが、これの本町が独自でやってる部分もありますので、その分についての委託料になります。

坂原委員長 ほかにございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の232ページ、233ページ。国民健康保険料についてお尋ねいたします。

毎回お聞きするところでありまして、昨年度においては保険料が上昇が避けられないと予算審議のときはお聞きしておりましたけれども、結果としてどのようなことになったのかということが一つと、それから、子どもの均等割の導入、導入と申しますか、子どもの均等割を廃止するというのを提案もしてきたわけですが、その動きについても何か動きがありましたらお聞きしたいと思います。

それから、248、249ページの節19負担金、補助及び交付金のところで、人間ドック負担金がございます。昨年度の実績をお聞きしたいと思います。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 1点目の保険料につきましては、令和2年度と平成31年度、調定額で比較しますと、1人当たりの保険料として令和2年度10万2,307円で、平成31年度は9万9,991円ということで、若干上昇しております。

次に、子どもの均等割についてですが、国のほうで子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入ということで、令和4年度から実施する方向です。

3点目の人間ドックの実績につきましては、受診者数で申しますと、人間ドッ

クにつきましては、令和2年度43人になります。ちなみに脳ドックにつきましては14人の実績です。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1人当たりの保険料の調定額をご説明いただきました。これは努力のたまものなのか、結果的にこうなっただけなのか。いやいや、少しであっても何とか下げたいという思いが担当課が持っておられることは前から私は重々感じているところでありますし、だけれど、年度当初は都道府県化されて3年目に当たる年でもありですね、これはもう保険料の上昇やむなしなのかと思っておられたのが、そんなに大きい引下げという結果にならなかったとはいえ、値上げをしないで済んだというのは大きなことだと思うのですよね。その辺り、何か要因があればお聞きしておきたいと思います。

それから、人間ドックなのですが、実績をお示しいただきましたけれど、一昨年の実績と比べて減っているのではないかと思うのですけれど、その比較も教えていただけるとありがたいと思います。

それから、これはやはり2万7,000円の上限はそのまんまで実施されたんでしょうねというのも念のため確認させていただきます。

坂原委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 保険料につきましては、平成30年度の制度改正により、6年間の激変緩和措置の期間の後には、大阪府で統一された保険料率で算定されることになっています。平成30年度から令和2年度につきましては、本町独自に算定した保険料率と大阪府が算定した保険料率を比較し、被保険者の負担を考慮し、標準保険料率を採用しています。令和3年度の保険料の算定においては、統一保険料率の伸びを抑制し、激変緩和期間後の被保険者間の急激な変化を抑制することとされたため、標準保険率は採用せず、加入者の保険料の負担が増大しないよう、大阪府の統一保険料率を採用しています。今後につきましても令和6年度の統一までは、統一保険料と独自の算定分との比較を行って、被保険者の負担を考慮して十分に検討して決定してまいりたいと思います。

2点目、人間ドックの実績につきまして、平成31年度との比較ですが、平成31年度の実績につきましては、人間ドック77件、脳ドック22件です。令和2年度に激減している要因につきましては、やはり新型コロナウイルスの感染症

の影響により受診件数が激減したものと考えます。

中原副委員長 分かりました。

坂原委員長 よろしいですか。

2万7,000円の上限はどうかという話が。はい、その件についての答弁をお願いします。

堀口保険年金課長 人間ドックの助成額の上限ですが、2万7,000円を上限として助成をしております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 最後にお答えいただいた人間ドックの、ドックの受診された場合の補助と
いいですか、助成額、上限を2万7,000円に設定されていると。ずっとこれ
については引き上げたらどうと言っているのですが、それは検討そのものをなさ
っていないのか、検討はしてみたけれど、維持しているということなのか、そこ
はいかがでしょうか。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 毎年2万7,000円の上限の引上げをおっしゃっていただい
ておりますが、近隣等々も実施をしておる部分もありますので、一応近隣等もど
ういう状況でされてるのかというのもお伺いをしながら、今のところは据え置い
てるというのが現状でございます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 近隣の状況はお調べになった上でということですね、はい。確かに近隣見
比べたときに、別に岬町が劣っているということは必ずしも言えないと思ってい
ますけれど、突出して手厚い助成を行っているとも言えないと私は思っています。
それで、少しでもこういったところを件数が昨年度についてはコロナの影響で、
影響と思われる原因でほぼ半減ということになっておりますけれども、年々、こ
れ受診者数減っているのですよね。ですので、必要な金額についてもそう大きな
金額ではないのではないかと思いますから、少し上乘せも可能ではないかと思
っておりますので、ぜひこれは引き続き前向きにご検討いただきたいと要望いた
します。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これでは質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これでは討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第2号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、認定第2号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第3号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略をしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

決算書255ページから268ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 ページで言いますと、260、261ページの保険料に関わるところでお尋ねをいたします。

後期高齢者医療については前から言っていますけれど、低所得者の軽減措置の縮減の中に保険者は置かれているという状況があるわけですね。それで、そのことに対して独自の手だてを取れないものだろうかという提案をしてきたところなのですが、それはなかなか難しいということかと思っておりますけれど、念のため確認をさせてください。

それから、その影響が何らかの形で出てはいないだろうかということが、私は気がかりになってきているのですが、例えば、滞納者が増えているとかそういつ

た状況は起こっていないか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、そのこととの関わりで、保険証そのものを平たく言うと取り上げるということはしてはいけないということになっていたと思いますけれど、そういった状況に置かれているような方は発生していないか、念のために確認させてください。

坂原委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 まず、1点目の保険料のお話ですが、後期高齢者医療の保険料につきましては、各市町村で決定するものではなく、広域連合のほうで大阪府全体で料率を決定して算定をするものになりますので、市町村独自で何らかの手だてで軽減をするというのは非常に難しい状況にあります。毎年申し上げていることにはなりますが、高齢者の方々が不安なく医療を受けていただけるような運営を大阪府広域連合と連携をして、国のほうに働きかけていくということしか今のところ申し上げられないです。

あと、軽減の影響の分ですが、平成30年度から2年かけて、もともとの2割、5割、7割の本則に戻すという形で国のほうは決定をされておまして、経年でその分の見直しをされております。令和2年度につきましては、31年度と料率、基礎の料率自身は変わっているのですが、軽減割合については引き続き7.75割の軽減分は残ったままという形になっております。ただ、対前年度の増減でいいますと、やはり1,000円から2,000円ぐらいの保険料の上昇は見られるかと思います。

あと、その分についての影響ですが、今のところ、その分が影響をして滞納世帯が増えてるという事実は担当課のほうでは認められておりません。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

どちらですか。

中原副委員長 反対です。

坂原委員長 では、反対討論、どうぞ。

中原副委員長 先ほど松本理事がおっしゃったとおり、岬町独自でできることが非常に限られている、例えば保険料の決定でもね、全く意思が反映されないわけで、だから私は広域化に反対をいつもしているのだけれど。そういった中に置かれておりますので、反対するのには忍びないという思いもありますけれど、人から見ると、1,000円から2,000円の上昇という説明のあったその金額が大きい人もあれば、軽い、負担が軽い人もおられるかもしれませんが、ご高齢の皆さん、可処分所得は非常に限られておりますので、その中で引上げというのは非常に酷な状況に置かれていると思います。

私はそもそもこの制度そのものを早く廃止したほうがいいということはずっと言っているのですが、岬町独自の手だてが困難だとはいえ、住民の皆さんが、この後期高齢者医療の中に強制的に入れられて、保険料の値上げのもとにさらされているということを考えると、賛同はできないと考えるものであります。

坂原委員長 賛成討論、はい、どうぞ。

和田委員 私も質問したのですが、一般会計から一応7,400万円という繰入れあるのですが、このように一応住民にとって本当にありがたい金額だと思っておりますので、私は後期高齢者については賛成討論といたしまして。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、これで討論は終わります。

続いて採決を行います。

認定第3号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、
原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第3号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第6号「令和2年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

決算書295ページから330ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原副委員長。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 決算書の300、301ページ、保険料に関わってお尋ねいたします。

これは今期に入ってから保険料が引き上げられて、それが維持されているというところだったかと思います。それから、この間、もう何年前ぐらいからかな、もう繰り返し介護保険については制度そのものを悪くされてきたという歴史があります。そのことに対して岬町として何らかの手だてをとすることは申し上げてきたところではありますけれども、先ほどの後期高齢者医療特別会計と同様に、町独自の手だてというのは非常に困難な中ではあります、何らかの努力がなされたようなことがありましたら、お聞きしたいと思います。

それから、302、303ページのところで、いわゆる総合事業について決算が示されております。お尋ねするのは、毎年確認をさせていただいておりますが、総合事業の利用者が何人おられるのか。また、チェックリストのみに基づいて総合事業の利用をされている方が何人おられるのか。また、そのチェックリストのみになったいきさつとございますか、あくまでもご本人の希望に添う形で介護保険の認定を経ずにチェックリストのみで運用するということになっているのかどうか、念のためお尋ねいたします。

介護認定審査会は聞きました。それから、322ページ、323ページの節13委託料の地域包括支援センター運営委託料についてお尋ねをいたします。

社会福祉協議会に委託をされている地域包括支援センターですが、財政運営状況は健全な状態であるのかどうかお尋ねしたいということと、それから、支援センターの職員配置について確認いたします。専門3職種と呼ばれる人たちと、それからケアマネジャー3人というのが以前までお聞きしていた人員配置だったと思いますけれども、それが変わらない状況にあるのかお尋ねしたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

まず、1点目。保険料でございますが、保険料につきましては、令和3年度から第8期の介護保険運営計画が新たに始まっておりまして、本年3月に条例改正のほうをさせていただいたんですけども、保険料につきましては、第7期から据置きという形でさせていただいておるところでございます。

保険料以外の制度改正につきましては、何年か前から介護保険につきましては、被保険者に対してはいいとは言えない改正が続いておるところで、町としての独自の政策なんですけども、やはり副委員長おっしゃるとおり、なかなかこれも国の制度でございますので、町独自でできることというのは、やっぱりある程度限られてきます。保険料は町独自で定めることはできるんですけども、その他のサービスに関しての負担金、負担割合、自己負担というのはなかなか町独自で定めるのは難しいと考えております。町独自でできるといいますと、従前から申し上げておるとおり、総合事業につきましては従前どおりのやり方を踏襲するというような形で今現在も続けておりますし、今後ともそういった形で運用していきたいと考えておるところでございます。

2点目、総合事業の利用者でございますが、総合事業全体の利用者、延べでいいますと、令和2年度につきましては912名の方が延べで使われております。あと、チェックリストのみで利用されてる方というのは、今現在4名でございます。チェックリストのみで利用されてる方につきましては、今までと同じ運用どおり、一旦は介護認定を受けていただいて、もうサービスが総合事業のみということで、ご本人さんの希望があるということでございますので、もう認定を受けずにチェックリストのみで運用させていただいているというところでございます。従前から変わりはありません。

3点目ですけども、包括支援センターの運営状況でございますが、こちらにつきましては、令和2年度より委託料のほうを人件費相当分を少し値上げさせていただいて、多く支払っているところでございます。委託料は上がっているんですが、それは全て人件費相当分が上がったというところで、そのほかは特に変更がないというところで聞いております。

運営状況ですけども、令和2年度の運営状況につきましては、幾らかの黒字が出てるといふふうに聞いております。それまでも平成29年から委託は出しているんですけども、29、30、令和元年、令和2年と全て黒字で運営されてると

いうところで、財政状況は伺っております。

続きまして、包括支援センターの職員の配置状況ですけれども、今現在は法定の3職種、社会福祉士、保健師、主任ケアマネが1名ずつと、あとはケアマネジメント事業を行うケアマネジャーのほうが3名ということで、今現在運用されてると伺っております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 総合事業の運用についてはよく適切に運用いただいているということをお聞きして感じていました。

地域包括支援センターのこの委託料の上昇については人件費ということで、これ、最低賃金が値上がりしたという反映になるのか、年齢が上がっていったからとか、何かその人件費が上がった要素についてお聞きしておきたいと思います。

それから、少し込み入ったことをお聞きするのですが、この地域包括支援センターというところはいろんな種類の仕事をなさっていただいておりますけれども、その中でケアプランを立てるという仕事がございますでしょう。そのケアプランをここの地域包括支援センターが受けるというケースもあれば、外に出す、委託を出すというケースもあるように聞いています。

それで、その扱いの違いによって地域包括支援センターに歳入される単価が変わるといようなことを聞いたことがあるのですが、そういうことなんでしょうか、教えてください。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 まず、包括支援センターの委託料の上昇で、人件費の上昇の理由でございますが、令和2年度から岬町のほうの会計年度任用職員であるとか、任期付職員のほうの処遇改善ということで、給料であったりとか、もろもろ改善するために賃金も値上げしたというところでございまして、社会福祉協議会に委託しております包括支援センターの職員についても、基本は役場の会計年度任用職員や任期付職員の任用方法に準じて雇用されておられますので、そういった形で値上げ、包括支援センターの職員の給料を上げるために委託料のほうも上げさせていただいたというところでございます。

それとあとケアプランの話でございますが、確かに副委員長おっしゃるとおり、包括支援センターの直営のケアマネジャーがケアプランを立てて行うものと、あ

とは包括支援センターのほうが他の事業所に委託を出して他の事業所のケアマネジャーがケアプランを立てるといった2種類がございますが、包括支援センターが町のほうから受け取る、いわゆる介護報酬ですね、ケアプランに係る介護報酬については、どちらにしても変化はございません。ちなみに単価につきましては、今現在で4,574円、1件当たり介護報酬が支払われている状況でございます。こちらにつきましては、9月まででコロナに係る上乗せが入っておる金額になりまして、10月からは4,563円になる予定でございます。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 人件費なのですけれど、任期付職員も会計年度任用職員みたいな扱いになるのでしたっけ。忘れてしまいました。会計年度任用職員の皆さんが処遇の改善がなされるということは記憶しているのですけれど、任期付職員も同じようになるのでしたっけ。分かったら教えてください。もう少し聞きます。処遇の改善がなされないのは再任用職員でしたっけ。何かもうよく覚えていないのです、この機会に教えてください。

それから、さきほどご説明いただいたケアプランの委託を、ケアプランを作成すること、そのものに対して介護報酬が発生するというで、1件当たり、あ、そうかそうか、4,274円とおっしゃったのは昨年度の状況で、現在は4,500円何がしにコロナの上乗せがされているという単価についてお示しいたしました。

そうなる、ケアプランのことなのですけれど、別に何て言ったらいいのか、ケアプランをこのセンターでいるケアマネさんがケアプランを立てても、よその事業所にケアプランを立ててもらっても、あ、そうか、介護報酬として支援センターに入ってくるお金は一緒だけど、委託を出したら、外に委託料を払わないといけないということは、それで実入りが減るという仕組みなんやね。ああ、なるほど。もう古橋教育長がもうよくご存じでふんふん言って聞いていただいていますけど、なるほど。私がね、こういうことを聞くのは、何となく分かっては思うのですが、要は、ここの地域包括支援センターで直接立ててるケアプランの数と委託に出してるケアプランの数が徐々に変わってきてると思っていて、センターで直接ケアプランを立てる数が減って行って、委託に出す数が増えていっているというのが前に聞いたときの確認させてもらった数なんです。その状態が

どうなっているかについて、もしご存じでしたら、お聞きしたいと思います。私が最初にその財政状況を健全なのかって聞いたのは、一つはそこに関連することなのです。その辺り、もう少し教えていただきたいと思います。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 中原委員のご質問の2点目のほうにお答えさせていただきます。

ケアプラン、包括支援センターのほうでケアプランを立ててる件数ですけども、令和2年度につきましては、包括支援センターが直接ケアプランを立てた件数が2,101件でございます。その他、他の事業所に委託を出した件数というのが2,386件となっております。こちらにつきましては、状況といいますか、過去からはどうなってるかと申しますと、直接ケアプランを立てる件数というのはおおむねここ3年ぐらいは現状維持になっているところでございます。昨年度が2,040件、一昨年が2,191件ですので、おおむね現状維持が続いているという状況でございまして、もう一つの他の事業所に委託に出す分というのが少し上昇みなのかなというふうには感じております。一昨年が2,121件、昨年が2,475件で、昨年というのは31年です、すみません、令和元年です。令和2年が2,386件ということで、少し上昇しているのかなというところで、やはり対象者が増えてきますと、その分自分ところの直接の職員ではやはりケアプランを立てる件数が1人当たりの限界がございますので、その分については外部に発注、委託してされてるのかなというふうに感じております。大体1人当たりの一月当たりの平均プランというのが大体おおむね55件程度になるように、55件がおおむね適切かなと考えておるといことは聞いております。ちなみに、令和2年度につきましては1人当たり、一月当たり54件というふうになっております。

坂原委員長 ほかの答弁は。

廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 任期付職員の処遇改善の件に関しましてお答えします。

時期的には令和2年3月議会のほうで条例改正させていただいたんですけども、会計年度任用職員制度が令和2年度から始まりました。それで、それに合わせて任期付職員も同時に処遇改善をしないってということで、特に任期付職員に関しましては専門的知識を多く持ってて、職員以上に働いていてということで、会計年度

任用職員以上の処遇改善が必要ってということで、条例改正させていただきました、処遇改善をしました。

中身としましては、まず、お給料のほうなんですけども、お給料に関しましては、一応格付自体を行ったんですけども、全任期付職員が2級として25万1,100円ということで、基本ベースのお給料を大学卒業してから10年目ぐらいの職員ってということで格付をし直しまして、本給を定めました。加えて期末、賞与に関しましても期末手当、それから勤勉手当のほうも再任用職員と同じ月額でつけるような形で、年間のお給料自体も通常より上がるような形で条例改正させていただきました。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今お聞きしていて、任期付職員については改めて認識しました。ありがとうございます。ただ、答弁の中で、職員以上に働くという言葉はいかがかなと。職員の皆さんも、ああ、しまったとか思っている感じですけど。いやまあ、言葉のあやみみたいなものだとももちろん思っていますよ。専門的な知識、知見を持ってお仕事をされているというところに、それにそぐう処遇をとという改善が図られたということだと理解しておきますね。そう言いたかったのだらうと思いますから。職員の皆さんも、再任用職員より、僕ら働いてないわけではないのにとか思うことではないと思うんですけど、少し余計なこと言ってすみません。

それで、南課長にお答えいただいたケアプランをどこでつくるかっていう問題なんですけれど、センターで直接雇用をしているケアマネジャーがつくるのと委託に出すのと、センターとしては実入りが変わってくる。ただ、例えばですけど、ケアプランの作成の必要数が増えてきているということが先ほど示されたところで、もう一人ケアマネジャーを雇って直接ケアプランをつくるほうが財政運営上いいのかどうか。そこらの検討なんかはなされているのでしょうか。

坂原委員長 南課長。

南福祉課長 そうですね、包括支援センターのほうでケアプランを委託に出すか、自分の直接の雇っているケアマネジャーでプランを立てるかというのは、あくまで収支も含めて、その被保険者の方のいろんな状況も、今までずっと他の事業所のケアマネジャーさんを利用されてたとかとか、いろんな事情もあるかと思うんですけども、そういったところを勘案して、包括支援センターのほうで判断していただ

くことかなと考えておりますので、もし、収支、採算が直接ケアマネジャーを雇ってプランを立てることが採算が合うのであれば、そういった方向も考えられるでしょうし、そこは包括支援センターのほうでプランの数、ケアマネジャーの数などを見て判断されることだと考えております。

坂原委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今のやり取りを聞いていて、私はやはり事業を委託に出すということになると、いろんな面で判断が、岬町としての判断が及ばないことになるんだなということを改めて感じました。最初から、私、この地域包括支援センターは外に出すべきではないということを繰り返し主張してきたところですけど、前、財政運営状況等についても連続して黒字が維持されているといった報告等を聞いても、そんな大きな心配をしているわけではないのですけれど、一つの判断、直接雇用するケアマネジャーを何人にするのかといったようなことについても、もう委託に出すということは現地にお任せするという事になってしまふのだなと。やはりいろんなことを直営で行っていくのが一番いいなということを改めて感じました。今後も財政運営状況も含めて、もちろんそれだけではなく、中身が大事ですけど、適切な運用がなされるように、必要な相談、協議等は十分に持っていて、進めていただくように要望しておきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長 あります。

坂原委員長 どちらですか、反対ですか、賛成ですか。

中原副委員長 反対です。

坂原委員長 反対討論、どうぞ。

中原副委員長 細かい運用についてはご答弁いただいたとおり、私が懸念している一つひとつの事柄をよく理解され、岬町の独自の努力ができることについては努力を重ねてくださっているということは感じているところです。

それで、先ほど答弁の中でありましたけれど、今期については保険料が据置き

ということになりましたが、この決算については引き上げられた保険料のもとに置かれていたと、保険者の皆さんは、被保険者の皆さんはそういう状況にあったということをお考えますと、賛同することはできないと思っています。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第6号「令和2年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」原案のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、認定第6号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件10件について、全て議了しました。

続いて、案件2「その他」に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

和田委員。

和田委員 コロナの接種の件ですが、常々待っているわけで、妊婦さんがコロナにかかったっていうのかな、かかって子どもさんが死亡したということで、国としてっていうのですかな、妊婦さんには優先的に接種すると、接種するということになっているようですが、岬町ではどのようになっているのか。そのようになると思うのですが、どうなっているのかを、考えをお聞きしたい。

坂原委員長 川井所長。

川井保健センター所長 和田議員のご質問にお答えいたします。

今すぐく報道されてます千葉県柏市において、自宅療養中の妊婦さんが体調が急変し、入院先が見つからず、そのまま自宅分娩となり、その結果、生まれてきた赤ちゃんが死亡した事案がございました。このことに絡んで、妊婦さんへの予防接種を優先的にする、もしくはその配偶者に予防接種を優先的にということでも議論が今起こっておりますが、ただ岬町につきましては、もう7月にはもう全ての対象者の方、接種が可能となっております、もちろんその中に妊婦さんも含まれておりますし、その配偶者の方もいらっしゃいますので、必要な方はやはり

接種を受けていただきたいと思います。

今回の問題になってる中で、やはり受入先が見つからなかったという千葉県の事例ですが、大阪府におきまして、現状を確認をさせていただきました。大阪府につきましては、もともと妊娠中の妊婦さん、もしくは赤ちゃんに緊急なことが起きた場合は、大阪府全域で救急体制が組まれております。その中で、一般の産婦人科、診療所、病院等で、もし対応が困難な緊急事態が起きた場合は、岬町であれば、やはりりんくう総合医療センターが周産期センターということで受入れをしていただいております。コロナのかかった妊婦さん、大阪府報道提供の中には妊婦が何件感染してるであるとか、そういったものの報道提供は実際にございませんが、妊婦さんがコロナに感染して、出産までの間不安でお過ごしになっているということは容易に想像がつくところです。もし、妊婦さんがコロナに感染した場合、大阪府においては受入先として生まれてくる赤ちゃんの医療体制も整っているところということで、全て受入れをしていただいております。

8月の23日時点で、りんくう総合医療センターにもお尋ねをしましたが、現在妊婦の陽性患者が出た場合の受入れは、要請があった場合、全件、今のところ受け入れているということで報告を受けております。

また、8月の20日には、大阪府吉村知事のほうもツイッターのほうで、新生児の集中治療室というものがNICUというものがございしますが、NICUがある12の医療機関のうちに、19床をコロナに感染した妊婦さんの分娩等に対応できるようにベッドを確保しているというふうに言われております。ただ、これは今現在の時点ですので、やはり今後感染拡大が広がる中で難しくなってくることも容易に予想できますので、本町としましては、必要な方には接種を受けていただきたい、そういったこととかを強く推奨していきたいと思っておりますし、各地域の医療機関の先生方にも、現在妊娠中の女性の接種についてはできるだけ強く推奨するよという国の通知も出ておりますので、その辺も踏まえまして、妊婦さんからのご相談があった場合は、できるだけ接種について勧めていただきたい、もし先生のところでご判断が難しい場合は産婦人科のほうへご紹介をしていただきたいということをお伝えして、今体制を整えてるところです。

坂原委員長 和田委員。

和田委員 答弁ありがとうございます。よろしく願いしときます。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、私から一つだけ確認したいことがございます。

今、福祉課の窓口で無償配布しております生理用品についてですが、住民からの声が入ってきまして、役場の福祉課の窓口ではもらいにくいという声がありました。役場の窓口ということで、人通りがあると。窓口にはほかのことで来ている方もたくさんおられると。はた目があるので、行きにくいというのですね。特に、この本来の趣旨である若い女性が困っているのという若い女性が行きにくいという状況があるというので、できたら、もっと人目の少ないところで配布してもらったらどうかというお声をお聞きしました。例えば、庁舎でなくて、ほかの外部施設ですね。例えば保健センターとか、あそこだったら女性が多いですしね、そんなに人もしょっちゅう出入りするわけでもないというので、もらいやすいのではないかとこの声も聞くのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

松井しあわせ創造部長 生理用品の無料配布につきましては6月1日から福祉課福祉係の窓口で女性職員の手で手渡しという形でさせていただいております。7月末時点で窓口配布させていただいたのは88個で、先日の一般質問の中でもご回答をさせていただいたところがございますが、8月に入って、希望される方が少なくなってきました。それを受けまして、コロナ禍でなかなか経済も回復しない中、1回に限らず、引き続き必要な方については配布する必要があるということで、今チラシを作成して引き続きやっていきたいと進めているところです。

今委員長言われましたように、役場の窓口では人の目があってもらいにくいというご意見でございました。今言われましたように、保健センターでは保健師がいますし、また、他の相談等にも乗れるのではないかなというふうに思いますので、保健センターと十分協議をして、配布ができるよう検討してまいります。

坂原委員長 この生理用品の無償配布については私も少なからず関わっておりまして、今年の3月30日付で公明党岬支部として田代町長に、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望ということで、女性党员とともに緊急要望書を提出いたしました。全国的に今こういう流れが広がっておりますが、それを受けて田代町長の判断で先日無償配布に踏み切ったということですね。実際にもらいに来られ

る方の声を聞くと、そういうような意見もありますので、ぜひそれを検討していただきたいと思うのです。場所もそうですが、実際に配っておられる方、例えば若い、仕事に行かれています方、学生もそうですよね、配っている方はね。その方ばかりではないのですけれど、特に考えられるのがね。その方が、例えば役場の窓口にもらいに来るのは時間的にも都合が悪いのと違うだろうか。例えば、保健センターにしても土日は休みで仕事が休みのときはもらいに行けないというわけですよね。というので、人目が少ないという場所もそうですが、土日も開けるような施設で無償配布されれば、なおさらもらいに来やすいのではないかと思いますよね。その辺のところも柔軟に考えていただいて、実際に困っておられる方の、その人の手元に届くように配慮していただきたいと思います。これはデリケートな問題で、我々男性にはあんまり分かりにくいかもしれませんが、できれば女性職員の意見も伺って、参考にしながらぜひとも進めていっていただきたいと思います。

この件についてもお答えいただきたいのですが、どうでしょうか。

松井しあわせ創造部長 今委員長言われますように、平日取りに来られない方への対応も必要と思います。土日を開けている出先機関等も協議をさせていただいて、配布していただけるよう協力をお願いしたいと思います。

あと、今回9月1日付のチラシを作成しておりまして、各戸に配布をさせていただく予定をしております。役場にも来れない、また、土日にも来れないという方については個別で相談を受けて、訪問または、郵送でも送れるような対応も必要であれば、柔軟に対応していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

坂原委員長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、以上で終わりたいと思います。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これをもちまして、厚生委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

(午後 3時14分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年8月24日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝